

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 今吉 次郎

1 日 時

令和6年3月21日（木） 午前10時00分から
午後 3時57分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

今吉次郎、嶋幸一、志村学、穴見憲昭、吉村尚久、若山雅敏、猿渡久子、三浦由紀

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

岡野涼子、後藤慎太郎、高橋肇、守永信幸、澤田友広、佐藤之則

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 工藤哲史、生活環境部長 高橋強、病院局長 井上敏郎 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分及び第27号議案については、可決すべきものと賛成多数をもって、第3号議案、第4号議案、第12号議案、第23号議案から第26号議案まで及び第28号議案から第34号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第18号議案から第20号議案までについては、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、第36号議案については、可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに、第38号議案については、可決すべきものと農林水産委員会に回答することにいずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情11について質疑を行った。
- (4) 請願5について、執行部から請願処理結果の報告を受けた。
- (5) 新たな大分県環境基本計画案の骨子について、第3次生物多様性おおいた県戦略の策定について、大分県困難な問題を抱える女性への支援計画の策定についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	吉良文晃
政策調査課調査広報班	主査	甲斐雅俊

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和6年3月21日（木）10：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 生活環境部関係

10：00～11：30

(1) 合い議案件の審査

第19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

（付託委員会：総務企画委員会）

第38号議案 大分県漁港管理条例等の一部改正について

（付託委員会：農林水産委員会）

(2) 付託案件の審査

第1号議案 令和6年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第34号議案 大分県安全・安心まちづくり条例の一部改正について

(3) 付託外案件の審査

陳 情 11 外国人や性的少数者等への差別に関する実態調査の実施等を求める陳情

(4) 請願処理結果の報告

請 願 5 野良猫の減少に向けた取組を求めることについて

(5) 諸般の報告

<法令に基づく報告>

①新たな大分県環境基本計画案の骨子について

<その他の報告>

②第3次生物多様性おおいた県戦略の策定について

③第2次大分県再犯防止推進計画の策定について

④脱炭素先行地域づくりについて

(6) その他

3 病院局関係

13：00～13：40

(1) 合い議案件の審査

第18号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について

（付託委員会：総務企画委員会）

(2) 付託案件の審査

第12号議案 令和6年度大分県病院事業会計予算

第33号議案 権利の放棄について

(3) その他

4 福祉保健部関係

13：40～16：00

(1) 合い議案件の審査

第20号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

(付託委員会：総務企画委員会)

第36号議案 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備について (付託委員会：商工観光労働企業委員会)

(2) 付託案件の審査

第1号議案 令和6年度大分県一般会計予算 (本委員会関係部分)

第3号議案 令和6年度大分県国民健康保険事業特別会計予算

第4号議案 令和6年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第23号議案 病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正について

第24号議案 大分県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正について

第25号議案 大分県厚生年金住宅貸与条例の廃止について

第26号議案 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

第27号議案 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止等について

第28号議案 大分県安心こども基金条例の一部改正について

第29号議案 大分県婦人相談所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

第30号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第31号議案 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について

第32号議案 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

(3) 諸般の報告

<法令に基づく報告>

①報第1号 損害賠償の額の決定について

<その他の報告>

②大分県困難な問題を抱える女性への支援計画の策定について

③第8次大分県医療計画について

④おおいた高齢者いきいきプラン (第9期) について

⑤公立大学法人大分県立看護科学大学第4期中期計画について

⑥プレコンセプションケア動画について (動画視聴)

(4) その他

5 協議事項

16:00~16:10

(1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

今吉委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

志村委員は都合により、午前中の審査は欠席です。

また、本日は委員外議員として岡野議員、後藤議員、守永議員、澤田議員、佐藤議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員に申し上げます。発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、御発言願います。進行状況を勘案しながら議事を進めていくので、あらかじめ御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案16件、総務企画委員会、商工観光労働企業委員会及び農林水産委員会から合い議があった議案5件、付託外案件として陳情1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のあった、第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

姫野消防保安室長 資料2ページを御覧ください。

第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、当部関係部分について説明します。

1 概要ですが、政令で定められている手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われており、あわせて本条例も改正しています。今年度の同政令の一部改正に伴い、本条例も改正することになるので、当部所管の消防・保安事務関係について説明します。

2 改正内容ですが、まず①危険物規制関係事務及び消防設備士関係事務についてです。危険物取扱者及び消防設備士に係る試験・講習の手数料は、試験回数増加による会場費の増額や

試験問題の複雑化による採点時間の増加などを反映し、表の赤枠で示した額にそれぞれ改定します。概ね10%から15%の増額となっています。

次に、②高圧ガス関係事務についてです。まず、表の下の参考の部分についてですが、高圧ガスを製造する設備は、その危険性から法令により規制されています。設備を使用するには、知事への許可申請が必要で、高圧ガスのうちプロパンガスやLPガスなどと呼ばれる液化石油ガスについては、どのような用途で消費するかによって規制法令が異なります。具体的には、金属加工などの工業用途で使用する場合は高圧ガス保安法、家庭用燃料などの民生用途で使用する場合は液化石油ガス法により規制され、同一の設備であっても、両用途で使用する場合は、両法律の規定によりそれぞれ許可申請が必要となっています。今回の標準令の改正では、事業者の負担軽減等の観点から、両法律の審査にあたり共通する事務費を削減した手数料が新たに設定されたことを受け、備考欄に記載のとおり、既に民生用途で高圧ガス製造の許可を受けている場合には、処理容積にかかわらず手数料を一律6千円とする旨を追加します。

最後に、③液化石油ガス関係事務についてです。液化石油ガスの貯蔵施設等の完成検査手数料は、現行欄に記載のとおり通常3万1千円ですが、既に高圧法に基づく完成検査に合格している貯蔵施設であれば5,800円に軽減される規定が従前から設けられています。今回、高圧法の一部改正により、新たに創設された認定高度保安実施者も知事等と同じく完成検査を行うことができる者として追加されたため、手数料軽減の対象となる完成検査合格施設の定義にその旨を追加するものです。

3 施行日については、標準令の施行期日に合わせて、記載のとおりとします。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があ

ればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答すること決定しました。

次に、農林水産委員会から合い議のあった、第38号議案大分県漁港管理条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

田崎うつくし作戦推進課長 資料3ページを御覧ください。

第38号議案大分県漁港管理条例等の一部改正についてのうち、生活環境部関係の大分県自然海浜保全地区条例及び美しく快適な大分県づくり条例の一部改正について説明します。

本改正は、漁港漁場整備法の改正に伴う規定の整備です。

1の背景にあるとおり、水産物消費の大幅な減少や主要魚種の不漁等の課題解決のため、漁港における海業の推進等により、水産業の発展及び漁業地域の活性化が必要となっていることから、今般、改正されることになりました。

2法改正の内容は、主に(1)の法目的に漁港の活用促進を追加することによる法律名の変更、(2)の漁港施設等活用事業の創設となっています。

3関係条例の改正にあるように、今回の法改正により改正が必要となる条例は県全体で三つあります。当部関係では、自然海浜の保全等を目的とする(2)大分県自然海浜保全地区条例と、環境美化の推進に関し必要な事項を定めた(3)美しく快適な大分県づくり条例で、それぞれ法律名の引用条文を変更するのみの改正と

なります。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、農林水産委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、農林水産委員会に回答すること決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和6年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

河野生活環境企画課長 資料4ページを御覧ください。

第1号議案令和6年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係について、説明します。本日の委員会では、先日の予算特別委員会の際に説明した事業以外の主な事業について、順次、各課室長から説明します。なお、資料は令和6年度生活環境部予算概要から該当ページを抜粋しており、該当事業を赤枠で囲っているので参考としてください。

資料5ページをお願いします。

上から2番目、優しいマナーと思いやりの運転県おおい推進事業費で予算額は684万7千円です。

この事業は、交通事故の発生を抑止するため、子どもから高齢者まで幅広い世代に応じた交通安全対策を実施するものです。横断歩道における交通マナーアップ対策等に加え、来年度から新たに自転車利用時の乗車用ヘルメットの着用

を促進するための広報啓発を実施します。

田崎うつくし作戦推進課長 6ページをお願いします。

上から2番目、未来の環境を守る人づくり事業費で予算額は1,823万6千円です。

この事業は、県民一人一人が環境への関心や理解を深め、主体的に行動できるようにするため、環境教育アドバイザーの派遣や幼児向け環境劇の巡回公演を行うなど、次代を担う子どもたち等へ環境教育を行うものです。

後藤脱炭素社会推進室長 7ページをお願いします。

一番上、地域気候変動対策推進事業費で予算額は3,206万7千円です。

この事業は、2050年カーボンニュートラルを実現するため、温暖化を緩和する取組を強化するとともに、適応策についての周知を図るものです。来年度は新たに、森林所有者のJクレジット創出に向けた取組への伴走支援の実施や、気候変動をチャンスと捉えた適応ビジネスのセミナーを開催します。

浜田自然保護推進室長 8ページをお願いします。

上から3番目、温泉資源適正利用推進事業費で予算額は2,242万4千円です。

この事業は、温泉の持続可能な利用と資源の保護を図るため、温泉の現況調査を実施し温泉使用の実態を把握するものです。近年の利用量の増大に伴い、温度低下や湯量の減少といった将来にわたる利用への心配が高まっていることから、現行の泉源の温度、量、成分等の調査とともに、現状分析、将来予測等を実施します。

木内県民生活・男女共同参画課長 9ページをお願いします。

上から2番目、NPO協働推進事業費で予算額は655万6千円です。

この事業は、NPOと行政、企業など多様な主体による地域課題解決に向けた協働を推進するため、各主体間の連携強化を進めるとともに、NPO活動の情報提供に取り組むものです。NPOと多様な主体との協働事例やNPOの活動状況を新聞やSNS等で発信することにより、

協働に対する理解を促進し、意識の醸成を図ります。

松原私学振興・青少年課長 10ページをお願いします。

一番下、私立専門学校修学支援事業費で予算額は3億4,657万9千円です。

この事業は、低所得世帯の学生の経済的負担を軽減し、意欲ある若者の私立専門学校における修学を支援するため、授業料及び入学金の減免を行う学校法人等に対し助成するものです。これまで、支援対象に認定した住民税非課税世帯又はそれに準ずる世帯の学生の授業料等の減免を実施する専門学校に助成を行っていたところですが、来年度は新たに年収約600万円未満の世帯のうち、多子世帯の学生及び私立学校の理工農系の学部・学科に通う学生等に支援を拡大します。

若松食品・生活衛生課長 11ページをお願いします。

一番下、次世代へつなぐ食育推進事業費で予算額は1,342万円です。

この事業は、地域の伝統的な食文化を保護・継承し、地域住民の郷土愛を醸成するため、学校や家庭等と連携した食育の実施や地域の食文化を保護、継承、活用する取組を推進するものです。おおいた食のストーリー継承事業として、若い世代に向けた、地産地消や地域の魅力となる食文化を活用した食育講座等を実施するとともに、来年度は新たに食文化継承のために郷土料理デジタルブックの作成等を行います。

北村環境保全課長 次のページをお願いします。

一番下、水道断水事故復旧加速化事業費で予算額は400万円です。

この事業は、地中の水道管の破損箇所を特定するレーダー検知技術について、中津市にモデル地区を設け実証試験を行うものです。地震等の災害や経年劣化による水道管破損に伴う断水事故発生時に、本技術により迅速かつ的確に破損箇所を検知し、修繕することで、断水事故の早期復旧を目指すものです。

嶋崎循環社会推進課長 次のページをお願いします。

一番上、循環社会構築加速化事業費で予算額は1,694万3千円です。

この事業は、循環型社会の形成に向けて廃棄物の減量・再資源化を促進させるため、優良産廃処理業者の育成や処理業者向けセミナーの開催等を実施するものです。電子マネー導入支援や適正処理に向けた経営セミナーの実施等のほか、来年度は新たに、災害時に発生する廃棄物の処理対応に向けた災害廃棄物初動対応研修などを実施し、関係機関との連携強化を図ります。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 14ページをお願いします。

一番下、人権啓発推進事業費で予算額は1,955万6千円です。

この事業は、県民に人権の尊重を日常生活の中で考え実践してもらうため、様々な手法や媒体を活用して人権教育・啓発を推進するものです。8月の差別をなくす運動月間における県民講座や、12月の人権週間に向けた人権啓発フェスティバルの開催等による啓発活動を実施するほか、地元スポーツチームと連携し、小学生を対象にした人権サッカー教室や、ホームゲームでの人権啓発CMの放映により、県民の人権意識の醸成に取り組みます。

後藤防災対策企画課長 15ページをお願いします。

上から2番目、地域防災力強化支援事業費で予算額は4,624万1千円です。

この事業は、地域防災力の向上を図るため、地域における防災活動の要となる防災士のスキルアップを行うとともに、防災士や福祉団体等と連携した避難訓練や、タイムラインの普及等に取り組むものです。地元防災士会や市町村等で構成する避難させ隊の派遣により、住民主体の避難訓練実施を支援するほか、福祉団体等と連携した高齢者福祉施設の避難訓練の実施支援等を行います。

小野危機管理室長 16ページをお願いします。

上から2番目、国民保護対策事業費で予算額は663万1千円です。

この事業は、武力攻撃やテロ攻撃が発生した

場合、国民保護法に基づき、県民の避難や救護等の国民保護措置を迅速に実施できるよう、国と共同で国民保護訓練等を実施するものです。来年度は、消防や警察等の関係機関との連携を強化するため実動訓練を実施します。

姫野消防保安室長 17ページをお願いします。

一番上、高機能消防指令センター共同整備支援事業費で予算額は4,649万1千円です。

この事業は、災害情報・活動情報の一元管理、相互応援の迅速化による消防力の維持・強化を図るため、県全域の119番通報を一元的に処理するおおい消防指令センターの共同整備・運用を支援するほか、情報連携により県の迅速な初動体制の確立を推進するものです。10月に予定されている消防指令センター運用開始に併せて、県の防災センターとの間の情報連携工事を実施します。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはありませんか。

猿渡委員 3点ほどあります。

1点目が19ページのヘルメットの関係ですが、本会議でも若干の質問があって、「5ページですね」と言う者あり)これだというと5ページですね。

大人のヘルメットについては29.1%という答弁だったかなと思いますが、大人のヘルメットの普及が課題だというお話ですが、特に女性の場合、ファッション的になかなかつけない方も多いのではないかと思います。帽子みたいな形のヘルメットもありますが、余りかっちりしていなくて、ひもだったりするんですかね。いざというときに、どうなのかなと感じるものも見かけたりしますが、デザイン性がいろんな服装に合って、しかも安全性が高いものが出てくれば普及していくのではないかと思います。その辺、業者との連携で普及しやすい、デザイン性が高く安全性が高いものを一緒に協議しながら進めていけないのかなと思います。それが1点。

あと環境教育の問題、このページ数でいうと次のページの環境教育アドバイザー派遣とか、

幼児向け環境劇巡回公演の説明がありました。環境教育はとても大事だと思います。これは具体的にどのような中身なのか、少し説明いただきたいと思います。

それと、8ページの温泉資源適正利用の関係、今年度は大分市での調査ですが、別府市でも調査があって、その後の対応等もされていますが、旅館のおかみさんたちの中からも温泉資源の枯渇について不安の声があって、やはり限りある資源として大事に使っていくという市民への啓発も大事かと思えます。今後、温泉資源を守っていくために啓発を含めてどのような取組を進めていくのか。啓発はなかなか難しい面もあるかなと感じていますが、その辺の考えがあったら教えてください。

河野生活環境企画課長 自転車のヘルメットの関係で、特に女性のヘルメット着用についてということですが。

大分県交通安全推進協議会があり、そのメンバーの中に自転車の販売店等の方も入られています。そういった場を通じながら、委員御指摘の普及しやすいデザインで、しかも、安全性を備えたものの在り方等についても議論する形で、できるだけファッション性の観点から女性がヘルメットをかぶるのを控えることのないように、我々としても、国の情報も入れながら今後検討していきたいと考えています。

田崎うつくし作戦推進課長 未来の環境を守る人づくり事業費のうち、環境教育アドバイザー派遣事業、それぞれについて説明します。

環境教育アドバイザー制度は、環境問題の各分野について専門的な知識を持っている方や、環境NPO法人等の活動をしている方を大分県環境教育アドバイザーとして委嘱して、地域や学校などが環境に関する講演会、学習会、自然観察会などを行う際に、主催者の申請に基づいて各分野の専門家を講師として派遣しています。令和5年度は、約180件派遣しています。

環境劇ですが、就学前の児童が楽しみながら環境に関心を持つきっかけとなるよう環境劇の公演を行っています。主に幼稚園や保育園に人形劇をする業者を派遣しています。今年度は3

8か所の保育園、幼稚園に派遣しています。

浜田自然保護推進室長 温泉関係についてお答えします。

今年度、別府市が1年間かけて温泉マネジメント計画というものを策定しました。現在公表しているかは確認していませんが、していない場合はもうすぐ公表されるかと思えます。

その中で、まず啓発が大切だろうと。子どもたちの教育を含め、市民に対して啓発をしていくことが大きく掲げられていました。あと地熱の利用で使われなかった温泉が捨てられている実態もあるので、そういった実態調査も今後、市で行っていくことになっています。

この計画の策定にあたっては、私も委員として入っており、県としても今後は連携していくことを市とも話しているので、市の計画の進み具合によって啓発できるところは協力していきたいと考えています。

また、啓発だけではなかなか弱いのではないかという御意見でした。啓発とあわせて、必要があれば規制を強化していくこともあるとは思っていますが、まずそのためには皆さんに理解していただくための科学的根拠が必要です。別府市については、平成30年度から調査した結果に基づいて、科学的根拠に基づいた規制の強化に入りましたが、他の市町村ではまだ調査が行き届いていないところもあるので、来年度から行う事業で調査を進めていきたいと思っています。

三浦委員 関連でヘルメットですが、男女比は分かれますか。

河野生活環境企画課長 県職員の状況を私どもで登庁時にチェックしていますが、それによると、この3月に調査したもので、男性が41.2%、女性が38.8%で、男性の方が少し上回っている状況にあります。

三浦委員 分かりました。ありがとうございます。

若山委員 ヘルメットに関連してですが、マナーという部分もありますが、自転車は警察の青切符が始まったことで、自転車購入時にヘルメットの説明とか、自転車の運転講習も含め、販

売店や警察との連携をどうやって取っているのかも伺いたい。また、ヘルメットだけではなく、アシスト自転車とか、いろんな部分が今問題になっていますが、そういったマナーアップについても販売店と共に啓発していく必要があるかと思いますが、そういった取組も事業でなされるのかも聞きたいと思います。

河野生活環境企画課長 まず販売店との連携ですが、これはさきほども申しましたが、交通安全推進協議会の会員に販売店も入っているので、そこでの意見交換等をしていることと、あと警察との連携の部分も絡みますが、常に警察と連携しながら、いろんなポスターを掲示し、また通常の交通安全運動をするときに警察官と私どもの関係する職員が街頭に出てヘルメットの着用を促しています。

そのほか、交通安全全般について、いろんな啓発動画も含めて、様々なデジタルサイネージや商店における包装など、そういう中で交通安全の周知徹底を図っています。

若山委員 宇佐市とか周辺部に外国人労働者の方も増えて、ヘルメットをかぶっている方もいますが、自転車を含めて企業ごとに啓発等をしていただいて、そういった方についての対策も十分行っていただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

別件で、この資料でいくと12ページに、断水事故時の早期復旧とありますが、今現在、耐震化についての部分を心配され、先月の大分合同新聞にも38%ぐらいしか県内の耐震化ができていないという記事が出ていたし、また、我が宇佐市においては最下位だということも載っていたので、そういった耐震化の部分で、県として市町村への指導、助言等をどうやって行っていくのかということと、こういった交付金事業の中に何か当て込む部分が入っているのか。また、これもうちの会派の玉田議員からも質問があったと思いますが、小規模集落のことに絡んで、今いろんなところが気候変動とか地震等で簡易水道といった部分がかかなりダメージというか、水質が変わってきたり、鉄分が増えたり、塩分が増えたりといった部分がかかなり見受けら

れる、そういった声も上がってきますが、それになかなか市町村で対応できないと。周辺部については県の事業を活用して行っていますが、そういった状況があるので、なかなか予算的に増やすことは困難なのか、もっと予算を増やして、そういったところに対応すべきではないかと思いますが、以上2点、ちょっと伺いたいです。

北村環境保全課長 まず、耐震化の件について県で助言等ができないかということですが、耐震化も含め、水道事業の経営効率化を今、県としては行財政改革にも含めてやっていかなければならないので、いろんなプランを市町村もつくり、県もつくりで進めてきていますが、やはり市町村の人材不足、それから資金不足で、壊れたところを修繕していくのがやっとなというのが現状です。

今回の能登半島地震を受け、県でも、また、大分市などが応援で入りましたが、そういう実情も報告会とかをしていただいて、大分県で起きた場合にどういう対応ができるのかをもう一度、各市町村一緒に考えていきたいと思います。そして、お金は、耐震化に使える国の交付金があるので、そこら辺、要件が今まで合わないところが大分県はたくさんありましたが、もう一度要件をよく見直して、県でも助言をし、なるべく交付金を早く活用していきましょうと今呼びかけているところです。

それと、小規模集落については、議会でもよく御質問いただくところですが、水道事業が一義的に市町村が行う事業で、水道料金をもらってそれで独立採算でやっている事業で、その水道料金を払っている皆様との公平性なども検討しながら、市町村でどこまで見られるのか、県の支援がどの程度必要なのかは引き続き検討したいと思います。

若山委員 そのあたりの耐震化に向けては、そういった相談等をお願いしたいと思います。どこも財源不足が——県も含めてだとは思いますが、いろんな知恵を出し合って、何か国の事業を活用できる部分があるのではないかも含め、また、国への要望も含めて是非お願いしたいと

思います。

吉村委員 7ページの地域再生可能エネルギー導入推進事業費ということで、予算特別委員会のおきにも質疑があったかと思いますが、ちょっと僕が聞き漏らしていたので、もう一度確認しますが、その中の省エネ設備等導入支援で、家庭・事業者向け補助金の太陽光発電設備と蓄電池の控除割合とか補助額上限と、それから、この太陽光発電と蓄電池はセットで導入する際に補助が出るのかですね。

例えば太陽光発電が20年、30年もつ中で、太陽光発電はもう既に設置していて、新たにこれで蓄電池も設置していきたいときには、新たな場合も蓄電池のみでの補助が出るのか、まずそこを伺いたいと思います。

後藤脱炭素社会推進室長 まず、一般の方向けの上限はありません。例えば太陽光発電であれば、出力1キロワット当たり7万円ですから、7キロワットだったら49万円といった計算です。

蓄電池については、太陽光発電とセットであれば補助対象となります。蓄電池のみは対象としていません。ですから、太陽光発電のみで申請される方もいるし、蓄電池とセットで申請される方もいます。ちょっと割合は何とも言えませんが、どちらかといえば太陽光と蓄電池の両方セットで設置して、それを申請されるケースが多いです。

吉村委員 ということは、さきほど言ったように新たに蓄電池のみを設置したい場合は補助対象にならないことになりますよね。というのが、蓄電池のみの補助は出ないのだろうかという声があったものですから、もう1回確認させてください。

後藤脱炭素社会推進室長 こちらは環境省の補助金を活用しており、環境省の方で再生エネルギーの利用の拡大をメインとしていますから、すみません、さきほど漏らしていましたが、蓄電池のみの補助は対象とせず、太陽光と共に付ける場合は対象とするメニューになっています。

吉村委員 さきほど言ったように、太陽光を既に設置しているが、これで蓄電池もあればとい

う声もあったので、ちょっと質疑をしました。あわせて、自家消費型の太陽光発電が、例えば大分県が指定を受けている重点対策加速化事業の中で進められていると思いますが、この事業は大体何年ぐらいやるのかということ。

もう一つ、2030年までに全国で脱炭素先行地域を100ほどつくるということですが、多分大分県ではまだその指定地域にされていないと思いますが、その辺の状況というか、それを進めようとしているのかについて再度伺います。

後藤脱炭素社会推進室長 重点対策加速化事業としては、令和9年度までの5年間で26の事業でやっています。ですから、令和6年度は2年目になります。

それから、先行地域づくりについては、この後、諸般の報告でも触れますが、市町村と連携して指定に向けて今取り組んでいきたいと思っています。

今吉委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ちょっといいですか。5ページですが、例の交通マナーアップで一番予算があるのが横断歩道における交通マナーアップ対策ですが、横断歩道を渡る人たちの教育というのはそんなにできていないのでしょうか。

河野生活環境企画課長 信号機のない横断歩道の一旦停止率が県は余りよくないところもあります。令和5年の調査によると31.1%でした。そういったこともあって、横断歩行者も当然注意しますが、運転者も注意してくださいということで、来年度は3か年事業の3年目となりますが、内訳はテレビCM、それから啓発動画の作成で取り組みたいと思っています。

今吉委員長 車の運転者の教育なんですね。

河野生活環境企画課長 運転者も、特に信号機のないところで横断歩行者がいるときには必ず止まっていただいて、歩行者と運転者が共に合図をする。会釈をしたり、手を差し出したり、そういった合図をする形で啓発を図っていきたい。マナーアップについては、運転者と歩行者の両方に対して行っていきたくて考えていま

す。

今吉委員長 分かりました。

それと、12ページの先端技術を活用した水道の破損調査というのは、上から見てやるのでしょくけど、そういう機械を県は持っているわけではないんでしょく、企業と手を組んでいるということですか。

北村環境保全課長 今年、衛星画像を活用した漏水判定をして、絞り込み調査をしました。その結果をいかして、中津市がこういう先端技術の活用にかなり積極的で、また別の企業の——利用としては一緒ですが、今度は直接道路の上でレーダーを出す芝刈り機みたいな機械を使って、さらに今回絞り込んだ範囲で漏水調査をしています。今はアナログで人が音を聞く聴音調査をやりますが、その代わりにレーダーで実際に漏水している箇所を特定することを実証でやってみるものです。

今吉委員長 そうというのは、民間会社の技術者が受けているのですね。県職員が受けているわけじゃないでしょう。

北村環境保全課長 そうです。企業に委託して、その企業が開発した新しい技術を実際に現場で実証試験していただいています。

今吉委員長 では、そういう会社と手を組んで、先端技術などを県内に広げるということですね。

北村環境保全課長 はい。

今吉委員長 では、委員外議員の方、何かございますか。

後藤委員外議員 動物のところで時間を割きたかったのですが、どうしても気になるものから、ちょっと1点。

私、再エネ推進議員連盟をずっとやっていて、その点でちょっと気になるのが、おんせん県おいたの中で地熱と温泉熱の違いを県民によく分かるようにしてもらわないと。皆さん八丁原なんか行かれているから分かると思いますが、岩盤、キャップロックをぶち抜いて、2キロメートル下ぐらいから熱を上げるので、別府のバイナリー発電の温泉とはちょっと違うものから、中には地熱をやると温泉が枯れるとか心配されている方がいるんです。そうではないこ

と発信しないと、世界最大の地熱発電は九州電力がやっていますから、そのぐらいの技術を持って水を循環させながらやっています。その辺は是非啓発をしていただきたいなど。それをしないと、おんせん県おいたは何で温泉が枯れるようなことをやるんだとか、中には本当にいますから、ここは是非気を付けていただきたい。これは温泉街の宿主さんもよく話をしているので、気を付けて啓発いただきたい。

それと、吉村委員が言ったけど、脱炭素先行地域ももう少しちゃんとやらないと。地域に入り込んで、こうやればいいですよみたいな。僕に言わせれば怪しいコンサルみたいなのがいっぱいいるので、この辺は気を付けていただきたい。その2点です。ありがとうございました。

浜田自然保護推進室長 地熱と温泉熱、確かにちょっと分かりにくいところかなとは思っています。どのような形で啓発ができるかは少し考えたいと思います。ありがとうございました。

後藤脱炭素社会推進室長 脱炭素先行地域づくりについては、他の県で先行地域の選定に携わったコンサルもいます。そういったところのアドバイスも聞きながら、今、作業を進めています。

あと、さきほどの蓄電池の話で1点漏れがありました。環境省の補助金を使った重点対策加速化事業では、蓄電池のみの補助は対象外ですが、昨年12月補正予算で別の補助金を取って、現在の事業の中では蓄電池のみの補助もやっているんで、今現在に限っては蓄電池のみも対象としています。

佐藤委員外議員 一つだけ、さきほどからの続きですが、水道の断水の関係で、さきほどの話だと、結局これは民間業者の技術を実証していくという理解でよろしいですか。市町村とのフィードバックが出てきたりはしないですか。

北村環境保全課長 民間の技術を、実際現場でデータを取って精度を確認することで、それは中津市がやるにあたって、県もちょっと財源を支援する形になっています。

佐藤委員外議員 分かりました。豊後高田市も長い間、時間がかかったものから、こうい

う技術は本当にできた方がありがたいと思っ
ているし、ライフラインもあるので、これをやっ
たらできるんだというのをちゃんとお願いした
と思います。

今吉委員長 ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はあ
りませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これで質疑を終
わります。

なお、本案の採決は福祉保健部関係の審査の
際に一括して行います。

次に、第34号議案大分県安全・安心まちづ
くり条例の一部改正について、執行部の説明を
求めます。

木内県民生活・男女共同参画課長 資料18ペ
ージを御覧ください。

第34号議案大分県安全・安心まちづくり条
例の一部改正について、説明します。

1 条例の概要ですが、この条例は安全で安心
して暮らすことができる社会の実現を目的とし
て、県や事業者等の責務や安全・安心まちづ
くり推進の取組として住宅の防犯性の向上等を規
定したものです。

2 法改正の内容ですが、第13次地方分権一
括法により建築基準法の一部が改正されました。
これに伴い本条例について所要の改正を行いま
す。法改正では、建築確認審査は建築主事等が
実施していますが、関係事務の担い手不足が課
題となっているため、大規模建築物以外の建築
確認の実施者として、建築副主事が新設されま
した。

3 改正の内容ですが、本条例第12条第1項
では、共同住宅について建築主事の確認を受け
ようとする建築主に対して、警察署長に意見を
求めるよう助言するとの規定があります。建築
副主事による確認を受ける場合も同様に規定す
る必要があることから、条文中の建築主事を建
築主事又は建築副主事に改正するものです。

4 施行日ですが、地方分権一括法第7条、建
築基準法関係の施行日にあわせて令和6年4月

1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があ
ればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はあ
りませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これよ
り採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す
ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案の
とおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。今回は
陳情が1件です。陳情11外国人や性的少数者
等への差別に関する実態調査の実施等を求める
陳情について、執行部の説明を求めます。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長
資料19ページを御覧ください。

外国人や性的少数者等への差別に関する実態
調査の実施等を求める陳情について、説明しま
す。

陳情の趣旨は、県民や日本国籍を有する外国
人に対する差別を助長しかねない事態を阻止す
るため、1外国人や性的少数者等に対する差別
に関する実態調査を実施しホームページ等で公
表すること、2国籍、性的指向等による不当な
待遇や差別を解消するための条例制定を求める
内容となっています。

県では、日本国籍の有無にかかわらず、大分
県民全ての人の人権が尊重される社会づくりを
人権尊重社会づくり推進条例により進めていま
す。

また、外国人や性的少数者など様々な人権課題
について、県民意識調査を行い、その結果を公
表し、各層の意見を踏まえながら人権施策を講
じています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があ

ればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これで付託外案件の審査を終わります。

次に、先の第4回定例会において採択した請願の処理の経過と結果について、執行部からの報告を求めたいと思います。

若松食品・生活衛生課長 資料20ページを御覧ください。

野良猫の減少に向けた取組を求めることについてに関する請願について、処理の経過及び結果を説明します。

県としても、猫の殺処分頭数のさらなる削減のため、飼い主不在の猫に対する不妊去勢手術は重要と考えています。令和3年度から取り組んでいるさくら猫プロジェクトを継続するとともに、市町村が実施する大分県猫不妊・去勢手術助成事業への支援も増額させた予算案を提出しています。

また、地域猫活動への理解促進も必要であると考えています。そのため、さくら猫プロジェクトや市町村の補助事業を活用して猫の手術を受けさせるとともに、餌やり後の片付けやトイレの管理など、適正な地域猫活動を行っているボランティア団体等に対しては、看板や腕章の交付ができるよう取り組んでいきたいと考えています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 予算特別委員会でも、市町村の補助事業が今まで別府市、竹田市、日出町だったものが令和6年度から日田市、豊後高田市、国東市、杵築市でも実施されるという答弁があったかと思いますが、前向きに進んでいるのは喜ばしいと思いますが、別府市でもこの補助事業をすぐ使い切ってしまうと、全く足りないという声があり、かなりの自己負担——本当に私財を投じて一生懸命取り組んでいる方々がたくさんい

ます。

私は、以前からこの補助のさらなる充実を求めています。県下全ての市町村で実施することが先だという答弁だったかと思います。今後、県下に広げていくとともに、実施している市町村に対しての補助の充実をさらにお願ひしたいと思っています。

さくら猫プロジェクトを動物愛護センターでやっていることについても、動物愛護センターまで連れていかなければならないので、遠い市町村については連れていくのがなかなか大変で、何らかの形で県下各地で実施できないかと思うので、その点、今後考えていただきたいと思っています。

それとポスターや看板についても、餌をやらないでくださいという看板がまだあるので、餌をあげるときにはきちんと責任を持ってあげましょうという看板、ポスターに替えていくことが地域猫のお世話をしている方々への理解を広めていく意味でも大事かと思っています。その点、例えば、自治会が貼っているものだったり、いろんな形のものがあるので、今後、改善をさらに進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

若松食品・生活衛生課長 市町村は今のところ4市が追加で、合計7市町で地域猫の市町村補助の事業が広がりを見せつつあります。本当にその点は委員おっしゃるとおり、今後も県下で広がっていけばいいなと思っているところです。

一方、このさくら猫プロジェクト——県の動物愛護センターで手術をしています。マンパワー的にも今、月100頭ぐらいをずっとやっている状況で限界があります。県としては、近くの動物病院に自分の御都合がいいときにボランティアの方々が連れて行って不妊去勢手術ができる、こういった市町村補助が広がればいいのかと思っています。

特に別府市等はボランティアの手出しがないように補助を厚くしたり、また、大分市においても来年度に向けて補助の厚みを計画されていると聞いています。こういった市町村の横のつながりというか、情報をまた会議等で広げてい

きたいと考えています。

センターで行うさくら猫の手術に関しても、各市町村に今どれぐらいボランティアが要望されているのかという調査もしています。ですから、実態に応じて濃淡をつけ、本当に早く取り組んで、子猫が生まれないようにするところは力を入れて実施していくように、このさくら猫プロジェクトも方向を変えようとしています。

また、ポスターと看板について、餌やり禁止といったような看板が、実際今もあります。ただ、大分市の新しい看板は、野良猫に餌を与える方は食べ残しとふんの始末、不妊去勢手術をしてくださいといった地域猫活動を考慮した看板の設置が進んでいるし、別府市ですが、正しい餌やりを行っている地域猫活動グループの方には、実際の活動場所とグループ名を明記したポスターも貼るようにしているので、市町村でもこういった地域猫活動の周知の取組が進んでいる状況です。今後、市町村の担当者会議等でこの辺の情報も共有して、ボランティアの方々の周知にも努めていければと思っています。

猿渡委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

若山委員 猿渡委員の質疑にも関連しますが、前回は発言しましたが、餌をやるなという方々も、いろんな事情があって看板を設置されたと思うので、せっかくいい事業を広げていくということですから、ボランティア団体の活動等を十分それぞれの市町村に啓発していただき、スムーズに進んで広がっていくような体制整備を県がきちっとサポートする必要があると思うので、どうかよろしくお願いします。

せっかくいいことをやっているのに、いらんトラブルを招いて文句を言われることのないようにサポートをお願いします。

今吉委員長 ほかに委員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

後藤委員外議員 委員の皆さんに本当によく話を聞いていただき、この請願を採択していただいて事が進んでいったと。今日、後ろに来られ

ているボランティアの方は10人、署名をされた方です。本当はここに来たい方がまだいたんですが、絞りに絞って来ていただきました。本当に3倍ぐらい、ここには10人しか入れないものですから。

委員の皆さんもそうですが、執行部の皆さんがこうやって努力をしていただいた結果で、私は議員になって、こんなに目に見えて事が進んだとか予算が増えたことを感じたことがないものですから。大分市なんて見たら、当初予算が令和5年度と6年度を比べると7倍ぐらい違いましたから、やはり僕もびっくりしました。

大分市はこの間いろいろしてくれて、例えば今日来られている方もそうですが、地域猫活動をしやすくするためのTNR活動を集中してやって、城址公園のような公園では、なかなかできない場所が県内にあります。高尾山も多分県の管理ですが、そうやって増えるところもあるものですから、集中してやったら数は減るだろうと。一度、都町かいわいでもそれをやったら効果が出るのではないかとお願いしたことがあります。今日は嶋副委員長もいますが、海辺の町だとかもそうです。今来られていない志村委員も、臼杵市では目に見えて減った地域もあると聞いているので、集中して限定してやるのは、ものすごく重要ではないかなとも思っているので、これを機に是非進めていただきたいと思っています。

それと、看板も本当に迅速に対応していただいた件をちょっと披露すると、県営住宅の看板に、中には餌をあげないでくださいという看板がありましたが、公営住宅室に何かクレームがあったと。これを若松課長に相談して替えてもらいました。それをやらないと、県が餌をやるなというのにやっているではないかという方もいるので、こういったことにも迅速に対応していただき、ボランティアの皆さんも感謝の気持ちでいっぱいだと、本当にエールを送る気持ちで来ています。

それから、この前は井上明夫議員も言いましたが、多頭飼育崩壊の現場が実はものすごく多いと。これは私も委員会で言わせてもらい

ましたが、動物行政だけでは限界が来ていて、これは福祉保健部と一緒にあって、例えば、民生委員の協力も得て、そういった情報をもらわないと、多頭飼育で崩壊した猫がまた地域に出ていくこともあって、いちごっこみたいなどころもあるものですから、これは是非、精神疾患を抱えている方とかも中にはいると思うので、見守りという意味では続けていただきたいなと思っています。

それともう1点ですが、動物愛護センターの職員も言われていました。最近特に多いのが猟犬です。猟犬がそのまま愛護センターに保護されてくるケースが多いと。考えたら、猟犬だからと登録することもないので、そもそも猟をされる方が増えるのは喜ばしいことですが、確かに使えなくなった犬を県外に捨てていく人が多い。私も子どもの頃、記憶にあるんです。うちのおじが猟師をしていて、宮崎まで捨てに行つて、1週間後に帰ってきたんですよ。僕は泣いた記憶がありますが、そうやっても犬は帰巢本能で帰ってきますから、大分で殺処分されているのも、もしかすると猟犬を捨てている方もいるのではないかなと。最近そういった事例も聞くもので、農林水産部が猟を勧めるのはいいですが、そういった登録にマイクロチップを入れるのが個人的にはいいと思っているので、せめて大分県の猟犬にマイクロチップを。是非試してやると、他の県に先駆けていい研究事例ができるのではないかなとも感じています。今日はボランティアの方もいるので、若松課長には是非、大分県としてこういうふうにもっと頑張るんだと、それから部長にも是非。本当に応援しているので、これから力を入れていただいて、これはやらないと本当に県の獣医師とかなになりたい人が、殺処分に関わると獣医師になりたくないという方もいると思います。なので、そういったことのないように、殺処分ゼロはなかなか難しいでしょうが、生まれてきて、ただ殺される命がなくなったら、それにかかる予算で5千万円ぐらいは獣医師に予算を取られているので、これが半分になったら、その分を子どもたちに使えばいいと思うし、そういった使い方をして

いただくと、大分県は幸せな県になるのではないかなと思っています。部長と課長、ボランティアの皆さんがいらっしゃるの、よかったです一言いただくと心強く今日は帰っていかれると思うので、よろしくお願いします。

高橋生活環境部長 どうもありがとうございます。本当に委員の皆さんの声が我々にもすごく力になって、当局にばっちり要求しています。

正に今、後藤議員がおっしゃったように、その熱意がどれぐらい反映するかということ、我々も担当課の若松課長、非常に優秀な課長で、私はすごくだらない部長ですが、本当によくやってもらっていて、ボランティアの方々の御苦労もよく聞いています。なかなか進まなかったですが、ここまで来たことで、特に市町村に向けて、さきほどもおっしゃったように現場でどれぐらい対応できるかも非常に重要なポイントだと思っているし、少しずつ広がってきたなと思っています。

それから、多頭飼育の問題とか、さきほどの猟犬の問題は、特に多頭飼育はおっしゃったように生活環境部だけの話ではなく、むしろそういった方々の生活環境の悪化がもたらす要因もかなりあることも含めて関係各部ともしっかりと連携し、難しい問題ですが少しずつでも解決していけばと思っています。

本当にお力をいただいて、大変ありがたいなと思っています。私はこの3月で退職になりますが、若松課長は引き続きいますので、そして、私の隣にいる審議監が今度部長になりますから、しっかりと部長にも引き継いでおきますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。

今吉委員長 後藤議員のレベルがだいぶ上がりましたね。

後藤委員外議員 今日、ボランティアの方が来られていますが、仕事を午前中休まれて皆さん来ています。お金も時間もかけて、これが終わったら多分退室されますが、ちょっとそれはお許しください。本当に皆さん時間を削って来ていますので、すみません。

高橋生活環境部長 すみません、こちらを向い

て言わなければいけなかったですが、同じ思いでボランティアの方々も一生懸命頑張っていたいて、なかなか手が届かない部分もありますが、本当に皆さん方の熱意と御努力のおかげだと思っていますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

県もできる限りの力を注いでいきたいと思えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。今日はどうもありがとうございました。（「退職されたら一緒に来ませんか」と言う者あり）考えさせていただきます。

今吉委員長 今日はボランティアの方ありがとうございました。

高橋部長も県は辞めても帰ってくるというので、また帰ってくるようによろしくお願い申し上げます。

高橋生活環境部長 私、職もちよっと待っているようですが、検討させていただきます。

若松食品・生活衛生課長 市町村も増えてきています。今日ボランティアの方もいるということなので、是非ボランティアの方、市町村にも声を上げていただいて、またこちらにいる議員の方々も、地元の方々にも動物愛護の推進で声を上げていただければと思っています。

あと多頭飼育の分も福祉保健部と連携を取っていて、今年度、生活困窮者支援推進検討会議といったものにもこちらから参加して進めようとしています。

あと猟犬についても、注射をしましょう、動物を捨てるのは犯罪ですという部分とマイクロチップ、このあたりをしっかりと。猟をされる方は警察の猟銃の講習会と、あと振興局でわなの関係の講習会があるので、そこでしっかりと説明していきたいと思っています。

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で請願処理結果の報告を終わります。

次に、執行部より法令に基づく報告の申出及びその他の報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。それでは、①から④の報告をお願いします。

田崎うつくし作戦推進課長 資料21ページを御覧ください。

報第5号新たな大分県環境基本計画案の骨子について、説明します。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、立案過程における報告を行うものです。

資料中段の計画策定の趣旨にあるとおり、現行計画が令和6年度末で終期を迎えるため、これまでの取組を継承するとともに、時代の要請や潮流の変化にしっかりと対応し、新長期総合計画の策定にあわせ新たな計画を策定することとしています。

計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和15年度までの10年間で、おおむね5年をめぐりに見直しを行う予定です。

目指すべき環境の将来像については、恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいたとしています。具体的には、これまでの環境政策は継承しつつ、本県の恵み豊かで美しい自然環境を守るのみならず、いかして選ばれる視点を取り入れ、企業の環境対策、自然の継承、環境保全活動などに新たな社会的価値を付け、経済の発展を促していく取組を進める環境先進県おおいたを目指すこととしています。

22ページを御覧ください。

計画の骨子について説明します。第1章に計画策定の趣旨、時代の要請・潮流の変化などを、第2章に目指すべき環境の将来像、計画の基本目標を掲げ、第3章の施策の展開に施策体系を掲載します。五つの基本目標を柱に18施策を展開していきます。施策体系の構成としては、世界的な問題である地球温暖化への取組が特に重要であることから、まず、Ⅰに地球温暖化の緩和と気候変動への適応を位置付けています。あわせて、化石燃料からクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会のシステム全体を変革しようとする取組であるGXは、地球温暖化と相互に密接に関連するためⅠに近接させ、経済と環境の好循環を生み出すGXの推進とし、2番目に位置付けています。Ⅲには、プラスチックごみの排出抑制を含む環境への負荷を抑えた循環型社会の構築を、Ⅳに生物多様性の保全・回復の推進を含む豊かな自然の保全と活用を、

Vに環境教育の推進を含む環境を守り活かす担い手づくりの推進を、順に整理しています。

なお、おおいたうつくし作戦の名称ですが、1月に開催したおおいたうつくし作戦県民会議で議論いただき、新しい環境基本計画の策定にあわせ、変更することとしました。新たな名称は、県民に親しみを持ってもらうため公募することとし、明日3月22日から公募を開始します。最終的には、5月開催の県民会議で了承を得て決定する予定です。

浜田自然保護推進室長 資料23ページを御覧ください。

第3次生物多様性おおいた県戦略の策定について、説明します。

1位置付けについてですが、本戦略は生物多様性基本法に基づくもので、昨年3月に策定された生物多様性国家戦略を踏まえて改定するものです。期間は国家戦略の終期に合わせ、令和6年度から12年度までの7年間とします。

2内容についてですが、六つの基本戦略を立て、それぞれにおいて取組を進めることとしています。特に力を入れて取り組むものとして、例えば基本戦略Iでは、主な取組の一つ目、県独自の環境保全の取組として進めてきた、おおいたの重要な自然共生地域の公表地域の拡大を目指します。また基本戦略IIでは、主な取組の一つ目、登山道整備ツアーなど新たなツーリズムの展開により、自然環境の保全と持続的な利用の促進を図るとともに、基本戦略IVでは、主な取組の一つ目、生物の専門家などをコーディネーターとして派遣し、企業が取り組む生物多様性の保全活動を支援します。これらの取組を着実に進め、本県の生物多様性の保全を図ります。

松原私学振興・青少年課長 資料24ページを御覧ください。

第2次大分県再犯防止推進計画の策定について、説明します。

1策定の目的等ですが、本計画は、犯罪をした人等が円滑に社会復帰できるよう支援し、犯罪が繰り返されない、新たな被害者を生まない社会を実現することを目的としています。再犯

防止推進法に定める地方再犯防止推進計画として、第1次計画に引き続き、第2次計画では令和6年度から10年度までの5年間を期間として、取り組むこととしています。

2計画の概要ですが、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービスの利用促進など、六つの重点課題に取り組めます。一つ目から五つ目は、1次計画から引き続き取り組む課題であり、六つ目は新たな項目で、国の第2次計画でも重点施策として加えられた地域による包摂の推進です。具体的には、本人やその家族、支援者等を対象とした相談窓口の設置です。犯罪をした人等が抱える様々な生きづらさに対し、適切な公的サービスや民間の専門機関につなぐなど、相談支援体制の充実を図ります。また、市町村職員等の理解促進のため、研修会を実施するなど、地域社会における息の長い支援の実現を目指します。

3成果指標については、1次計画から引き続き新受刑者中の再入者数とし、計画最終年である令和10年において、平成30年から令和4年の平均値の20%減となる35人以下を目指します。引き続き、関係機関等と連携し再犯防止施策を推進していきます。

後藤脱炭素社会推進室長 資料25ページを御覧ください。

脱炭素先行地域づくりについて、説明します。脱炭素先行地域とは、家庭部門や業務部門に対する再エネ電力の供給により、2030年までにCO2排出実質ゼロを目指すとともに、産業部門や運輸部門のCO2排出量削減の取組を実施するモデル地域のことです。これらのほか、地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上に向けた取組も求められます。

また、本地域の創出にあたっては地方公共団体、主に市町村が想定されていますが、地元企業や金融機関等と連携し事業計画を策定、環境省の採択を受け、交付金を活用しながら取組を進めることとなります。全国で100地域程度が選定される予定であり、右の地図のとおり令和6年2月末までに74地域が選定されています。

次に、本県の取組ですが、県内市町村で創出に向けた取組もありましたが、採択のハードルの高さから申請を断念しています。そこで、県が主体となり、本県の産業をリードする大分市と、森林資源が豊富な日田市と連携して事業計画の策定等に取り組んでいます。具体的には、下段の本県の脱炭素先行地域の現時点でのイメージを御覧ください。本県における地域課題として、市町村単独では効果的な脱炭素施策の展開が困難なことや、人口1人当たりのCO2排出量が全国1位であることなどがあげられます。そこで、右の創出にあたっての脱炭素施策の方向性として、県が主導した地域間連携により、県内への横展開も見据えた広域的な取組を、豊富な日照量や水素、森林資源の活用を念頭に置きながら検討しています。なお、脱炭素先行地域エリアについては、大分市内での設定を予定しており、現在大分市役所と協議を行っています。

最後にスケジュールですが、今年6月の第5回公募での申請を目指しています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 再犯防止推進計画についてですが、重点課題の1点目に就労・住居の確保、雇用の問題なんかも上がっています。やはり地域の理解を得つつ、就労にしっかりつなげていって、生活できるようにしていくことがまず大事なかなとは思いますが、現状、この点での具体的な課題とかあれば教えてください。

あと、その前のページの生物多様性の問題で、基本戦略Ⅳのところには有機農業や化学肥料の低減との関係が記載されていますが、この点でも少し具体的な中身があれば教えてください。

松原私学振興・青少年課長 猿渡委員から御指摘があった再犯防止に関してですが、やはり働くことと住むところ、この二つが基本になります。そこがないと生活自体がしっかりしません。

あわせて、社会的なつながりと言うか、人間的なところが当然出てきて、孤立してしまうと、思い悩んでしまうことがあるので、相談できる

体制という人的なもの、この三つがないとなかなか立ち直りが厳しいと思っています。

就労については、保護司に社会復帰する前から御相談し、国の保護観察所の方もそういったところで尽力しています。また、協力雇用主という制度があるので、そういったもので社会的な雇用も支えています。あと住居については、セーフティネット住宅とか、更生保護法人が管理している寮があり、そういった住居の面も当然支援はあります。

さきほど申したように、就労が決まっても、すぐ仕事を断念することもあるので、やはり何か相談できると言ったら変ですが、寮でもそういった支援をしているので、そういったものを含めて罪を犯さないようにするのを社会全体で支えていくことで、今回新たに地域による包摂の推進をここに掲げていて、これまでは連携という言い方だったのですが、より広く社会全体で包んでいきましょうと——英語で言うインクルーシブですが、そういった中で取り組んでいく理念になっています。

浜田自然保護推進室長 有機農業や化学肥料の使用低減などについては、現在でも農林水産部で取組をしています。そういった取組をさらに進めていくことで、この基本戦略Ⅳに改めて掲載しているものです。

吉村委員 一つは、脱炭素先行地域はさきほど説明をいただいたので、大分市、若しくは日田市とまた連携しながら、是非地域に選定されるように一緒に取り組んでいただければと思っています。よろしくをお願いします。

あわせて、生物多様性おおいたの分で、戦略Ⅰのおおいたの重要な自然共生地域の分ですが、県内でも三つぐらいですか、（「17」と言う者あり）17ですかね、失礼しました。設定されているところがあると思いますが、具体的に言えば、中津市の水辺に遊ぶ会を中心とした中津干潟を守る取組で、十分評価をされているとは思っていますが、こういうところを含めた今後の見通しというか、状況がどうなっているのかをちょっと伺いたいと思います。

浜田自然保護推進室長 さきほど私、17と申

しましたが、27の間違いです。大変失礼しました。

おおいたの重要な自然共生地域については、貴重な自然が残っている地域であって、それから、法的規制がないことがまず一つのポイントになろうかと思っています。その中でも、やはり自然を守っていくためには一般に広く周知をして、普及啓発にあわせて取り組んでいかないといけないですが、そのためには、地域の地権者の了解があったり、その生物の情報があつたりとか、それはどうしてこの地域が重要かを県民の皆様知っていただくためのものですが、そういった情報がそろったものから順次公表していく制度にしています。

ですので、リストアップだけを考えると、現在120地域ほどリストアップしていて、情報がそろったものを順次公表して、こういった地域は大切なので守ってくださいと。その地域、今のところ全部ではないですが、看板を設置して、ここにはこんな生き物がいるので守りましょうといった啓発もあわせて行っています。

今後についても、基本的には120地域ほどのリストアップしている地域の情報を整理して、準備ができたところから公表していきたいと考えています。

あわせて、国が30 by 30に取り組んでいますが、その目標達成に向けて自然共生サイトという新たな制度を今年度設けました。そのサイトに登録されるような応援もしていきたいと思っています。なかなか地域全体を守ることは大変難しいですが、いろんな方面から県も応援していきながら、そこで活動されている団体と一緒に連携しながら、保全の取組を進めていきたいと思っています。

今吉委員長 ほかに委員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

守永委員外議員 3点ほど確認したいことがあるんですけども、まず一つが22ページの第4次大分県環境基本計画の中に含まれることだと思うんですが、資源の取組として廃プラとい

うか、資源プラですね。新聞でも1回載ったことがあるので、多分スクラップされていると思うんですけども、国東市とエネオスが協力をしてプラスチックの液化処理、いわゆる原油をつくり出すという再利用の在り方について具体的に研究を進めている。まだどういうふうになるか、これから研究していく段階ではあるんですけども、県としても何らかの関わりを持っているのか、もしあればお聞かせいただきたい。

それと二つ目が蓄電池について、さきほどのやり取りの中で蓄電池だけの事業もできるということだったんですけども、これまで太陽光パネルについては、日中天气のいいときに発電し過ぎたらちょっと混乱を生じるということで停止をさせる、発電させない取組を九州電力を中心にしてきた部分があるんですけども、かなりのロスがそこで生じるので、蓄電池によって発電したものをしっかりと活用できるようにする取組が大事なんだろうと思います。そういったことに向けて県の考え方もちょっと整理をして、こういった部分に盛り込んでいくことができる、県民の皆さんに積極的にやっていこうとする姿勢が見えるのかなと思います。

それともう1点は、24ページの再犯防止の関係ですけども、これはなかなか大事なことだと思うんですが、保護司が年に3回ぐらい集まって研修があるんですけども、そういった場でこういう窓口をつくったことと、この窓口を通してどこにつながることができるかを是非一度、保護観察所と話をしながら取り組んでいただくと非常にありがたいなと思います。

保護司の中には、市町村の退職者や県の退職者で担っている方もいて、そういう方は、関係機関——どこにつながっていけばいいかを知っているんですけども、かなりの方がそういう情報を持たないまま苦勞されているので、積極的に窓口がつなげていけるという情報を提供していただくとありがたいと思います。

嶋崎循環社会推進課長 守永議員から御質疑のあった国東市におけるエネオスとの——これは一般資源プラの国内初の実証実験、いわゆる資源プラのケミカルリサイクルの実証実験を2月

1日から始めている事案です。県としても承知しており、18市町村中7市町村で資源プラの回収を進めていて、その広がりを県としても市町村の集まりの中でこういった事例を紹介しながら進めているところです。エネオスとの実証実験については、国東市とも連携して注視していきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

後藤脱炭素社会推進室長 蓄電池の補助支援ということですが、さきほども申しましたように、現時点では環境省の補助メニューにないということで重点対策には載っていませんが、12月補正予算で取った事業で対処しているところです。いろいろニーズもあるということですので、今後またいろいろと勉強していきたいと思っています。

松原私学振興・青少年課長 さきほど守永議員から御指摘がありましたように、保護観察所の方が保護司を委嘱しており、保護観察所の制度の中で保護司は活動されているということになります。

私どもの再犯防止推進協議会の中では当然保護観察所、あと保護司の連合会、そして、女性保護司の更生保護女性連盟などの機関も入っていて、こういった再犯防止の計画というのは一緒に共有しているところです。

ただ、現場までとなると、保護観察所の方で保護司の研修会等あると思うので、そういった場を活用して広く周知に努めるので、引き続き御協力をお願いします。

守永委員外議員 課題がいろいろあると思うんですけれども、是非皆さんよろしくお願ひしたいと思っています。

特に廃プラの部分は、国の事業との絡みでこれから芽が出てくるところではあるんですけれども、国東市で呼びかけをした廃油、食用油ですね、その利活用は、熊本県みたいに大分県下全域で県が音頭を取って取組をしていただくと面白いことができるのではないかなとも思うので、そういった夢のある事業を今後もお願ひしたいと思っています。以上、要望です。

今吉委員長 では、是非要望を聞いてあげてく

ださいね。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これをもって生活環境部関係を終わりますが、ここで私からお礼を申し上げます。

〔今吉委員長挨拶〕

〔高橋生活環境部長挨拶〕

今吉委員長 ありがとうございます。

せっかくなので、今年度末で御勇退される岡本理事兼防災局長からも一言御挨拶をいただきたいと思います。

〔岡本理事兼防災局長挨拶〕

今吉委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもって生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

ここで、暫時休憩します。

午前 11時44分休憩

午後 0時50分再開

今吉委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより病院局関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として高橋議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員に申し上げます。発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手し、私から指名を受けた後、御発言願ひます。進行状況を勘案しながら議事を進めていくので、あらかじめ御了承願ひます。

まずは、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のあった、第18号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

井上病院局長 今吉委員長をはじめ委員の皆様には、病院局の事業について、日頃より御指導、御支援をいただき誠にありがとうございます。

本日は合い議案件の審査として、知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について、付託案件の審査として、令和6年度大分県病院事業会計予算と権利の放棄について、それぞれ説明します。

立脇総務経営課長 第18号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について、病院局に関連する部分に関して説明します。議案書は195ページからになりますが、本日はお手元の福祉保健生活環境委員会資料で説明します。

資料の2ページをお開きください。

1の改正の理由ですが、地方自治法の一部が改正されることに伴い、大分県病院事業の設置等に関する条例において引用する地方自治法第243条の2の2第8項が第243条の2の8第8項に繰り下げられ、引用する条項に条ずれが生じています。今回の改正は、この条ずれ部分について2の改正の内容のとおり、規定の整備を行うものです。

最後に3の施行期日ですが、地方自治法の一部改正の施行日とあわせて、令和6年4月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答すること

決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第12号議案令和6年度大分県病院事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

井上病院局長 第12号議案令和6年度大分県病院事業会計予算について、説明します。議案書は69ページからになりますが、引き続き福祉保健生活環境委員会資料で説明します。

タブレット資料の3ページから令和6年度病院局予算概要を添付していますが、5ページをお開きください。

福祉保健部が所管している県立病院対策事業費の概要です。一般会計から病院事業会計への負担金は、表の事業概要欄、二重マル病院事業会計負担金にあるように13億8,859万7千円で、前年度と比べて増額となっています。増額の要因としては、政策医療に要する費用の増などです。また、その下の二重マル県立医療施設整備基金積立金63万2千円については、福祉保健部が所管している県立医療施設整備基金の運用利息を積み立てるものです。

それでは、6ページをお開きください。

次に、病院事業における令和5年度当初予算との比較の概略を説明します。令和6年度は、コロナ禍による受診控えにより減少した患者数がゆるやかに回復すると見込んでいることや、令和6年度に行われる診療報酬改定による診療単価の上昇などを見込んで予算編成しています。それでは、上段の収益的収支予算の表を御覧ください。令和6年度の単年度損益は9,300万円の黒字予定で、令和5年度と比較すると減益となる見込みです。これは入院収益、外来収益ともに増収となるものの、物価高や人件費の増等により費用がさらに増額することを見込んだものです。下段の資本的収支予算については、総合情報システムの更新や自家発電設備等浸水対策工事の終了などに伴い、収入、支出ともに、令和5年度と比べて減額となっています。

7ページをお開きください。

令和6年度予算の概要を千円単位で記載しています。まず、収益的収入及び支出のうち、（

1) 病院事業収益について説明します。左側の表になりますが、医業収益は入院収益、外来収益などの合計です。入院、外来患者数や単価については、令和5年度の決算見込みを基に算定しています。これに医業外収益、特別利益を加えて、病院事業収益は右の表の一番下の合計欄にあるように223億6,901万2千円です。次に、8ページをお開きください。

(2) 病院事業費用についてですが、職員の給与費、薬品費等の材料費、減価償却費などで構成される医業費用に、医業外費用、特別損失を加えて、右の表の一番下、合計欄にあるように222億7,610万1千円です。

最後に、9ページをお開きください。

資本的収入及び支出についてです。(1) 資本的収入は、左の表に掲載している企業債、負担金で構成され合計6億4,225万6千円です。また、右の表(2) 資本的支出は、建設改良費、企業債償還金、他会計からの借入金償還金及び投資その他の資産で構成され合計20億5,107万円です。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第33号議案権利の放棄について、執行部の説明を求めます。

於久医事・相談課長 第33号議案権利の放棄について、説明します。議案書は300ページからになりますが、引き続き福祉保健生活環境委員会資料で説明します。

資料の10ページをお開きください。

この議案は、大分県立病院の医業未収金に係る債権のうち、回収が不能なものについて、権利放棄の議決をお願いするものです。

1の債権放棄の院内基準ですが、(1) 5年以上経過した未収金で、住民票調査により債務者が行方不明のとき、(2) 患者本人が死亡しており、債務を継承する相続人が不存在であるとき、(3) 自己破産により債務免除のあったもの、これらいずれかに該当する場合、債権放棄の対象としています。

この基準に基づき、今回は2の表の(1) 行方不明者、(2) 相続人不存在、(3) 自己破産者を合わせて計10名258万2,364円の権利放棄をお願いするものです。

3の未収金回収の主な取組ですが、一つ目は、未収金担当者の専任化や専用電話の設置により、夜間の電話督促や文書による催告の強化を図っています。二つ目は、平日の訪問徴収に加えて、休日にも訪問徴収を行うなど回収対策を強化しています。また三つ目として、発生後1年を経過し、徴収が困難な未収金の回収業務を弁護士法人に委託しています。このような取組を今後も引き続き行い、未収金の削減に努めます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

猿渡委員 1点だけ、医師の働き方の問題でいろいろ答弁があり、以前に自己研鑽と分けてい

くという説明があったと思いますが、自己研鑽と分けるとなったとき、やはり医療はどんどん進歩していくので、常に勉強しなければいけないし大変だと思います。そのときに、勤務時間は別にして、その勤務時間が減っていくかもしれないですが、実質は自己研鑽も仕事のうちであって、御本人にとって自己研鑽を含めた働く時間は減っていかないのではないかと思います。

その辺が実質的には余り変わらないという思いがありますが、若い方が医師として家庭と両立しながら働いていくときに、働き方を実質的に見直していくことによって優秀な医師が働き続けられるのではないかという思いがありますが、その辺はどうなのでしょう。

井上病院局長 自己研鑽と業務の切り分けは、実はそう簡単ではなく、委員の御指摘どおり難しいんですね。特に今もめているのは大学病院です。大学は診療以外に研究、それから教育という役割があるので、それを時間外にやることになったときには、ほとんど何か関係してくるわけですね。従って、大学病院は切り分けがさらに難しくなるわけですが、私どものような基幹病院は診療するのが役割なので、直接診療に関わるものを時間外にやった場合、例えば、患者の手術手技をもう一度確認するとか、手術手技に関しての資料を読み込むとか、そういった直接患者の診療に関わるようなことをしている場合は、自己研鑽ではない。患者に直接関わる、間接的なものは除くという一応大きなルールはつくっています。

細かな切り分けに関しては院長と、それから現場の医師の話合いで解決するようにしているので、そこら辺は院長に補足してもらいます。

佐藤県立病院長 委員御指摘の点は、非常に細かい点に入ると確かにグレーゾーンというか、適宜解決していかなければいけない面を含んでいます。

現実的に問題になるのは、今、局長が申したように、患者の直接の医療が時間外にずれ込んだとか、これは本業なので非常にある意味シンプルな時間外診療の一環として解決できますが、例えば、今おっしゃった学会発表とか、ライセ

ンスを取るための講演を聞くとか、見に行くとかがどちらに当てはまるかは、病院の必要性から始まった話なのか、それとも御本人が今後の人生設計のために専門性を持った何かのライセンスを取ることを一応病院としてもヒアリングする。それに要する時間は、どちらに当てはまるのかというある程度の原則は、例えば、命令があるもの、なかったもの、自主的なものというガイドラインがあります。どちらにのっかるのかは恐らく部長がまず判断して、それでいいか、あるいは病院側からどう判断しているかというヒアリングをして、それが適切な判断——ちょっと長くしゃべって申し訳ありませんが、御本人はやれと言われたからやったようなものなのか、それとも御本人も同意の上で自分のためになるからそれに参加したのかという背景や動機も聞いた上で、時間外としての業務にするのか、それとも自己研鑽に割り当てるのかを決めねばならない事情が生じてくると予想しています。

ただ、最初に局長も申したように原則は決めているので、それからはみ出るとか、はみ出ないのか、どちらなのでしょうという打診があった場合には、そういう窓口をこちらもつくって、どっちかに仕分ける必要があるので、そうやって解決しようと考えています。

ただ、委員が途中おっしゃった自己研鑽になったとしても、やっていることは同じなので時間的には同じではないかという部分は確かにありますが、もう一つは今、Web会議とかハイブリッドの会議などがだいぶ発達したので、時間内にその場に行って講演を聞かなくても、時間内に録画されたものを聞けばライセンスが取れるような配慮を諸学会もしています。そこら辺で時間内に収められて、かつ診療に抵触しない時間帯でライセンスに関連する講習を受けられるものは広く活用して、何とかそれで時間内の業務として収めさせようという働きかけは、私たちから各部長にそういう運用の仕方で収めるようにお願いしている最中です。

井上病院局長 もう一つよろしいですか。ちょっと追加を。

少し長くなります。私の考えですが、医療の中で予定されるものと予定されないものを切り分けるのが基本だと思っています。例えば、今日は何時から手術をするとか、何時から検査をするとかはもう決まっている。そういうものはできるだけ効率よく、できるだけ短時間に終わらせる習慣を身に付けないと、不測の急患が入ってくるわけですね。そうすると、予定されたものを短期間に終わらせていないとそれもできない。両方ともできなくなるんですね。だから、そういう働き方を若いうちに徹底的に覚えてもらわないと将来が非常に厳しくなっていくんですね。それがなかなかできない人は、非常に忙しい病院はちょっと難しくなってくる。だから、もう少し緩い病院に移ってもらうとか、その方に向いた病院を探していくとか、向いた職場を探すとか、そういったことになりますね。

部長がそういうトレーニングをさせていかなないと、あるいは病院全体で働き方を工夫していかなないと、なかなかこれからは難しくなってくると私自身は思っています。

猿渡委員 その色分けをどうするかという問題もありますが、自分自身の家庭生活だとか休息の時間もしっかり確保する働き方を目指していくことが若い優秀な人材を確保していくためにも大事ではないかと思うので、なかなか難しい問題だとは思いますが、そういう方向で是非努力いただきたいと思います。よろしくお祈りします。

今吉委員長 佐藤病院長と井上局長も現場で手術とかやるんですか。

佐藤県立病院長 正直申し上げて、私、院長になって2年ですが、2例やりました。それまでは全く普通の主治医の一人で、産科部長ですので、単純な手術では終わりそうにないのは初めから入ったりして、通常の医師としての業務をしていました。院長になってからは申し上げたぐらいです。

井上病院局長 私は子どもを診る科が専門で、小児科ですが、小児科の部長を兼任している間はずっと診ていました。もちろん兼任が解けてからはマネジメントに徹するようになっている

ので、それからは現場を離れてしまいましたが、小児科の部長のときは本当に今の働き方改革とは程遠い生活でした。それが普通だと教えられたものですから、そういう生活をしていましたが、今の若い人たちにはそういう生活を絶対させられないので、もちろん佐藤院長も分かっていますし、働き方改革は常に必要だと。委員からも御指摘があったように、人間として当たり前の生活ができるような時代になってきたのかなど、そういう考えも持っています。

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これをもって病院局関係の審査を終わりますが、ここで私からお礼を申し上げます。

〔今吉委員長挨拶〕

〔井上病院局長挨拶〕

今吉委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもって病院局関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

今吉委員長 これより福祉保健部関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のあった、第20号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

三好医療政策課長 委員会資料の2ページを御覧ください。

第20号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について説明します。

この条例は、条例の概要にあるように 地方自治法の規定に基づき、県の権限に属する事務のうち、市町村が処理することとする範囲等を定めたものです。その下、(1) 条例改正の概要ですが、医療法に基づく県の事務の一部について、権限移譲に関する県と大分市との協議が整ったことにより、別表第2に新規移譲事務を追加するものです。(2) 改正内容ですが、①

及び②にあるように、医療法人の収益等に関する報告書の受理等に係る事務を移譲します。

(3) 改正理由ですが、令和5年8月施行の改正医療法によって、新たに医療法人の収益等に関する報告を県が受理することとなりましたが、大分市に主たる事務所を持ち、診療所のみを開設している医療法人からの役員変更届等の提出先は、本条例により大分市としているところであり、これと同様に収益等に関する報告書についても、提出先を大分市とするものです。

施行期日については、本年4月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、商工観光労働企業委員会から合い議のあった、第36号議案情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備について、執行部の説明を求めます。

高木障害者社会参加推進室長 3ページを御覧ください。

第36号議案情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備について説明します。

1 アナログ規制とは記載のとおり、デジタル技術の進展に法律などの整備が追いつかず、業務の効率化を妨げている規制について、2条概要の提案理由に記載の法律の趣旨に鑑み、

情報通信技術を効果的に活用するため、3改正条例に記載の四つの条例を一括で改正するものです。

このうち、福祉保健部所管条例は二つあり、①社会福祉法人の助成手続に関する条例では、資料左下の図のように、助成事業の実施状況の検査について、これまで実地のみとしていたものに、オンライン検査も可能とします。また、②大分県身体障害者社会参加支援施設の設置及び管理に関する条例では、右下の図のとおり、大分県聴覚障害者センターの業務の一つとして、これまで字幕入りビデオカセットの制作及び貸出しと規定していたものを、媒体を特定しない録画物と変更するものです。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、商工観光労働企業委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第1号議案令和6年度大分県一般会計予算のうち、福祉保健部関係部分、第3号議案令和6年度大分県国民健康保険事業特別会計予算及び第4号議案令和6年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算を一括して執行部の説明を求めます。

工藤福祉保健部長 福祉保健部で審査いただく予算議案は第1号、第3号、第4号の計3議案です。まず、第1号議案令和6年度大分県一般会計予算のうち、当部関係について説明します。

令和6年度福祉保健部予算概要の6ページを御覧ください。

表頭の左から2番目、予算額(A)の上から3番目にあるように1,125億3,509万2千円です。表頭の右から2番目、5年度7月現計予算額(B)と比べると271億2,371万8千円、率にして19.4%の減となります。これは主にこれまで計上されてきた新型コロナウイルス感染症対策の関係経費、約266億円、物価高騰対策、約20億円などが大幅減となったことによるものであり、そうした影響を加味すると、実質的な予算は増となっています。

なお、本日午前中、先週分の県内での感染症発生動向を発表しましたが、新型コロナは前の週から微減、定点当たり5.88人、インフルエンザは前の週と全く同数の定点当たり18.41人と落ち着いた状況が続いています。これまで、県内の感染動向をこうした形で毎週報道発表してきましたが、来週の3月27日の発表で一旦終了となり、4月以降は県のホームページでの情報提供に移行します。今後も感染の状況に応じて適宜県民への周知に努めていきます。

次に、第3号議案令和6年度大分県国民健康保険事業特別会計予算、第4号議案令和6年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について説明します。

7ページを御覧ください。

当部所管の国民健康保険事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計等については、予算額(A)の計欄にあるように1,164億4,869万1千円を計上しています。

なお、今回の予算に係る重点事業等については、13日の予算特別委員会にて説明したので、本日はそれ以外の主な事業について、担当課室長より説明します。

三好医療政策課長 40ページを御覧ください。

一番上の在宅医療提供体制整備事業費で3,566万8千円です。

この事業は、地域包括ケアシステムの基盤の一つである在宅医療提供体制を強化するため、在宅医療に携わる医療従事者等の研修を行うと

ともに、人生会議の普及に取り組むものです。

一つ目の二重マル、在宅医療を担う人材の育成では、先進事例を共有する連携強化セミナー等を地域で開催し、医療機関や訪問看護ステーションなど関係機関の連携体制の構築を図ります。二つ目の二重マル、在宅医療提供体制強化事業費補助では、新規に参入する医療機関等に対し、訪問診療に必要なポータブル超音波診断装置など医療機器の整備に要する経費を助成します。

阿部健康づくり支援課長 56ページを御覧ください。

一番上のがん対策推進事業費で3,761万5千円です。

この事業は、がん検診受診率の向上に向けた普及啓発・受診促進に取り組むとともに、がん診療連携拠点病院の機能強化やがん患者の社会参加支援など、がん対策を総合的に推進するものです。三つ目の二重マルのがん患者社会参加応援事業では、医療用ウィッグや乳房補整具に加え、新たに副作用ケア用品等の購入費を助成するとともに、アピアランスケアの相談体制強化、普及啓発を行います。

渡邊高齢者福祉課長 90ページを御覧ください。

上から2番目の地域介護予防活動推進事業費583万7千円です。

この事業は、要介護状態への移行・悪化を防止するため、市町村が行う地域に根ざした住民主体の介護予防活動を支援するものです。一つ目の二重マル、住民参画型介護予防の継続支援では、専門職と連携して介護予防の普及啓発を図ります。二つ目の二重マル、通いの場魅力向上では、通いの場の主な取組である運動機能の強化をはじめ、認知症予防やeスポーツなど通いの場の多様化に新たに取り組む市町村を支援し、通いの場の魅力と参加率の向上を目指します。

今井こども未来課長 107ページを御覧ください。

一番下の保育環境向上支援事業費1億8,804万円です。

この事業は、保育人材の確保と職場定着を図

るため、保育支援者の配置やICTの活用を軸とした保育現場の働き方改革に取り組む保育施設に対し助成するものです。上から二つ目の項目働き方改革等による離職防止の上から二つ目の二重マル、保育施設へのICT導入・改修補助では、働き方改革に取り組む保育施設に対し、登降園管理システム等のICT機器導入や改修経費を助成します。また、その二つ下の二重マル、障がい児受入れ施設への保育支援者雇い上げに対する補助では、障がい児受入れ施設で働く保育士の負担を軽減するため、清掃や消毒等の周辺業務を担当する保育支援者を雇用する施設に対し助成します。

隅田こども・家庭支援課長 128ページを御覧ください。

一番下の女性相談支援体制強化事業費101万3千円です。

この事業は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月に施行されることに伴い、大分県婦人相談所が大分県女性相談支援センターになることに合わせ、体制強化を図るものです。一つ目の二重マル、女性の相談窓口周知活動事業では、SNS広告等により、相談窓口を周知します。また、二つ目の二重マル、婦人相談所体制強化事業では、婦人相談所の関係機関による支援調整会議の開催やアフターケアの充実を図ります。

柳井障害福祉課長 138ページを御覧ください。

一番下の障がい福祉人材確保対策事業費で212万3千円です。

この事業は、障がい福祉分野に、既に介護分野で取り組んでいるふくふく認証を導入し、事業所の職場改善・処遇改善を促進することにより、人材確保を図るものです。令和6年度は、認証制度の普及・拡大に向け、各圏域にモデルとなる事業所の認証を進めます。

高木障害者社会参加推進室長 144ページを御覧ください。

一番上の国際車いすマラソン大会開催事業費3,081万9千円です。

この事業は、第43回大分国際車いすマラソ

ン大会を開催するとともに、障がい者がスポーツを身近に楽しめる機会の拡充等に取り組むものです。令和6年度は、下から2番目の二重マルにあるように、東京2025デフリンピックに向けた普及活動等を行い、聴覚障がい者のスポーツを通じた社会参加を促進します。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

穴見委員 107ページの保育環境向上支援事業費のところで、保育士不足がいろいろ聞かれる中でICTを活用しましょう、導入を進めましょうというのは少し前から言われていると思いますが、実際、今の導入率、全国的なものと同大分県のものとのぐらいで推移しているのか、教えていただけますか。

今井こども未来課長 ICTの導入については、大分県は早くから国に先駆けて働き方改革を推進しており、何らかのシステムが入っている施設が多くあります。そのうち、何もシステムを入れていない施設がまだ3割あるので、その辺の施設に対して働き方改革を推進する上でもICTの導入を進めていかなければいけないと考えています。

穴見委員 ちなみに分かればいいですが、その進んでいない3割のところはどういった理由で進んでいないかヒアリングはされているのでしょうか。

今井こども未来課長 様々な理由はありますが、一番大きいのは、施設の職員に年配の方が多かったりして、新しいことになかなか取り組みづらい施設が多い。若い方は積極的にそういうのを取り入れてほしいという意見を持っていますが、やはり施設長なり、主任の保育士などがそこに対する抵抗感——入れたらまたそっちを覚える手間が増えるのではないかとということで、なかなかそこが進まないということを知っています。

穴見委員 今御答弁があったとおりの話を僕もよく聞いて、言い方がちょっと悪いかもしれませんが、園長が御年配だとなかなか難しいからいいですみたいな話をよく聞くので。でも、そ

の辺を聞き出してほしいなと思うので、引き続きよろしくをお願いします。

今井こども未来課長 園長とか施設の主任クラスの保育士向けにそういったICTを推進する研修をやっており、研修を通じてまず意識改革をしていただくことが重要かと思うので、その辺はしっかりやっていきたいと思います。

猿渡委員 今の107ページが中心になるかと思いますが、3点ほど子育て関係で質疑したいと思います。

1点目は産後ケアの関係ですが、関係者からいろいろ御意見をいただいている、資料も課長のところに届いているかと思いますが、産後ケアについて、まず幅広い利用ができるようにすべきだと。以前にも私、これを申したことがあります。例えば、別府市がやっている産後ケア事業を利用できるのは、産後の心身の不調や育児に対する強い不安がある方となりますが、不安がない産後ママはいないと思います。皆さんいろいろ不安があったり、大変な状況にあるかと思いますが、けれども、そういう幅広い利用ができるような実態には今ないと思います。厚労省のガイドラインでも希望者の利用は大丈夫となっていますが、実際はそうはなっていないという問題が一つ。あと別府市は1歳までの利用が可能ですが、別府市以外のところでは4か月までで、利用されているママたちの意見を聞いても、1歳まで、あるいは1歳過ぎててもという希望を持っている方、4か月では短過ぎるとい方がほとんど100%に近いんですね。

4か月までだと、そういうものがあるのかと分かった時点で、もう4か月を過ぎている状況もあるから、別府市以外のところでも、少なくとも1歳までに対象を広げるべきではないかと。

もう1点は、市町村により利用料が異なると。デイサービス型の利用料でも、例えば、大分市が3千円、別府市は1,500円と利用料が異なる。市外から利用する人もいて、同じところを利用しているママに、あなたは1,500円、大分市から来ているあなたは3千円となるとちょっとよくないのではないかという意見もあって、なるべく安く合わせてという御意見があり

ます。そういう点で利用しやすく改善が必要ではないか、拡充が必要ではないかと思います。それが1点目です。

2点目は、障がい児が増加していると思います。教育委員会から、特別支援学級の数が13年前と比べると2.3倍、支援学級の子どもたちの数が15、6年間で1.5倍になっているというデータをいただいています。保育園等で障がい児が増えているかと思いますが、そういう状況が把握されているのか。そういう状況に見合った人的、物的環境の充実が必要かと思えます。これが2点目。

3点目が給食の安全の問題です。小学校1年生がウズラの卵を喉に詰まらせて亡くなったということがありました。このような給食に限らず、子どもたちの安全はしっかり守らないといけないと思います。決して繰り返してはならないことで、児童クラブや保育所などでの給食の安全などについて研修を強めるなどの取組、子どもたちの安全のための研修等について充実が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

今井こども未来課長 3点について御質疑をいただきました。

まず、産後ケアに関してですが、確かにこれまではハイリスク妊産婦とか、産後ケアが真に必要な方という要件が付いていましたが、国がそういった要件をなくして、産後ケアが必要な方としたので、その辺で広がっていくと考えています。

その広げる取組として、今までは施設に行っ産後ケアを受けていただくやり方をしていたが、来年度から家庭に訪問して、訪問型の取組をする市町村がいくつか出てきたので、少しずつ広がっていくと思っています。

それから別府市は1年まで、他のところは4か月までということで差があるのではないかと。施設型でやると、例えば赤ちゃんを受け入れる施設というか、設備が1歳までの大きい赤ちゃんに対応できないという理由もあって、なかなか延ばせないこともありましたが、今後、訪問型となると御家庭で産後ケアを受けることになるので、そういった問題も少しずつ解消される

とっていて、訪問型の産後ケアを広げていくことによって、そういった要件も市町村と共いろいろな考えていきたいと考えています。

それから2番目、障がい児の受入れが増えてきているのかということですが、保育施設等で障がい児を受け入れている数は、令和3年が448人で令和4年が522人と、保育施設に通う児童は増えていない中、障がい児は増えていることとなります。率にすると約2%になりますが、まだ保育所に通っている発達障がい等の診断を受けていない児童が結構いるので、隠れて障がいを持っている方がいるのかなど。そういう発達障がい等の診断につなげるために今、保育コーディネーターとあって、そういった専門の機関につなげるような保育資格を持った保育士を養成しており、それも県内で約800人養成しています。

あと問題になっているのは、小学校に上がるときに支援が切れてしまうということで、今、幼稚園と小学校の切れ目ない支援につなげるための取組もやっています。

それから3番目、給食の事故防止ですが、国が事故防止とか事故発生時のガイドラインをつくっていて、それを基に、幼児教育センターを通じて各保育士等に、食事だけではなく、例えばプールの事故とか、睡眠中の事故等、いろいろな事故の研修を今やっています。保育補助者についても子育て支援員の研修を受けてもらうようにしています。

猿渡委員 放課後児童クラブについても、安全に対する研修を強めていただくとか、障がいを持っている子どもに対する対応の研修もしっかりやっていただきたいと思うので、要望しておきます。

志村委員 デフリンピックについてお尋ねしたいと思います。

臼杵市の聴覚障がい者で、雄城台高校でラグビー、帝京大学でラグビーキャプテンと大変活躍した方で、その方をずっと取材した本が昨年秋に出版され、最後の本人コメントに是非デフリンピックを支援してほしいという話がありました。そのとき、私は初めてデフリンピック

を自分でどんなものかなと関心を持ったわけですが、普及啓発は大いに結構ですが、その本人たちに対する支援とか、デフリンピックを実際やるための支援事業、これから来年に向けてどういうふうにスケジュール化してやっていくのか、この辺をお知らせしていただければありがたいと思います。

高木障害者社会参加推進室長 東京で2025デフリンピックがあるということで、二つほどメニューを分けて考えています。

まず、しっかり普及啓発をするというところで、例えば障がい者スポーツ大会とか、県内のいろんなイベントでデフリンピックについて周知を図っていく部分があります。それともう一つは、デフリンピック、聴覚障がい者スポーツを普及していくことで、例えば日本デフビーチバレーボール協会というのが大分にあって、田ノ浦ビーチで例年国際大会を開催しています。そういうときにブースを設けたり、体験会をしたりして、例えば陸上とかビーチバレーとかを実際にやってもらって普及していきたいと思います。

それと、これは県の予算とは別に、大分県障がい者スポーツ協会が日本パラスポーツ協会に今申請しているところですが、聴覚障がい者用のスタート——今まではピストルで鳴らす部分が聴覚障がい者は分からないので、光を発射してスタートできる装置を今申請していて、陸上競技でいうと3レーン程度、水泳競技でもそれを設置できるように申請していくなど、そういった聴覚障がい者のスポーツの普及のため、今動いているところです。

工藤福祉保健部長 補足しますと、委員がおっしゃるように、中には隠れて、知らないだけで出たらい記録を出すのじゃないのという方も相当いるのではないかと、社会参加の担当室を中心に掘り起こしというか、発掘を担うことで今考えています。

県の聴覚障害者協会の西村理事長と先日お話をして、理事長も是非みんなに知ってもらおうと強くおっしゃっているので、私もそれはそのとおりなのでやろうと思います。

デフビーチバレーはどういうわけか、大分がいいとのことで全国の事務局が明野にあります。割と活動しやすいということもあり、さきほど申した田ノ浦ビーチで正に明日から3日間、国際大会をやるところです。国際大会といっても観客はまだ少ないので、今日新聞に載せてもらいましたが、そういうことで少し立ち寄って見ていただくとなかなか迫力のある競技だなと分かるので、是非知らない方に広めていきたいなど、一緒になってやりたいなと思っています。

志村委員 是非参加する当事者に意見を聞いて、それが生きるような支援ができればありがたいと思っているので、そこはよろしく願います。

吉村委員 今の障がい者スポーツとか障がい者文化芸術の普及促進と関わってきますが、今度はちょっと視点を変えて。障がい者が自立し、社会参加していくためのいろんな取組はとても大事ですが、例えば、自分が少し関わった耶馬溪のサイクリングロードで視覚障がい者と健常者が2人乗り自転車——タンデムサイクリングを楽しむ企画が以前ありました。それを発展させ、今度は車椅子の方とか発達障がいの子どもと一緒に歩いたり、また、自転車に乗ったりする取組もあります。それをさらに発展させる中でどう考えていこうかというとき、行政が一般的に企画するイベントの中に当事者や関係者が企画の段階から入って行って、その取組をやっていく。今、障がいのある人もない人も一緒に取り組めるイベントなり、交流できるような場づくりなりがとても大事なのではないかということで、今後企画、参画していこうとなっています。そういう意味で県として、障がいのある人もない人も参画するイベント企画について、今言ったような方向性というか、今までの取組とか今後のことがあれば教えていただきたいですが。

高木障害者社会参加推進室長 そういう障がい者の普及の部分ですが、障がい者スポーツ協会を通じて、スポーツに関していうと体験会をします。例えば、ボッチャ競技とか、いろんな陸上競技を当事者も入って、小学校に行ったりし

て体験会などを開催しています。今年でいうと小学校とかにかなり行って、28施設に行って、大体3,800人ぐらい参加しています。そういった体験会を地域で開催するようにしています。

これからは、地域で体験会をする場合に、地域にある総合型地域スポーツクラブの方々とも連携してそういったスポーツに親しむ機会をつくっていききたいと思っています。

あと芸術文化も、大分県芸術文化スポーツ振興財団内に芸術文化の振興を図るセンターがあります。そこを通じて企画展等いろいろしていますが、そこから地域に出て、アウトリーチ活動もするようにしていて、地域の施設に行って、芸術文化を体験する活動もしているので、そういった活動を続けていききたいと思っています。

工藤福祉保健部長 これまでの取組で一例を言うと、ちょっと前ですが、実は車いすマラソンを實際走るその日に視覚障がい者と健常者がタンデムサイクリングで自転車を何十台か走らせたことがあって、当時警察から危ないからやめろと言われて1、2回で終わりました。高速の自転車をぐるぐる町中で走り回る大会もあるなど時代も変わってきたので、そういったことをもう1回トライするのもいいかなと思っています。

それから、耶馬溪のサイクリングロードでタンデムを使って、耶馬溪に行ってちょっと乗ってということがもっとできないかなと耶馬溪のサイクリングセンターの松永君とかにいろいろ話をしているので、そういうことが地域ごとでできるといいのかなと思っています。

渡邊福祉保健企画課長 イベントに障がい者が参加する観点から言えば、我々が持っているユニバーサルデザインの推進を普及啓発していくことに尽きると思いますので、引き続きそういった精神で取り組んでいきたいと思っています。

吉村委員 ありがとうございます。

是非障がい者が活躍していくこととあわせて、障がいのある人もない人も一緒に交流しながら、そういう社会をつくっていくという意味でのイベントになればと思うので、よろしく願います。

ます。

もう一つ、ヤングケアラーの実態調査について、これも一般質問等々でも出ていましたが、もう1回確認したいのが調査方法と調査時期、そして前回調査をしたときに、例えば、ヤングケアラーという言葉を知っていますかとか、お世話をしている人がいますかとかいう質問項目があったかと思えます。その辺のところをもう一步踏み込んで、例えば、お世話をしている人はどんな人ですかとか、そういう質問があったのかどうか。ちょっと僕も覚えていないですが、弟や妹とか、お父さんやお母さんとかいうところまで踏み込んだ質問は検討されているのかということと、あわせて学校に通っている子どもたちを見たときに、担任や保健室の養護教諭は情報が比較的入りやすいというか、持っている方もいると思えますが、実態を明らかにしてその次の支援につなげていくために、学校側に対するそういう方々に対するアンケートは今回どんなふうに考えられているのか、お願いします。

隅田こども・家庭支援課長 ヤングケアラーの実態調査の方法ですが、1人1台端末が小中学校に配備され、高校も県立は配備されているので、それを活用して、Web調査を基本に考えています。

そして時期ですが、年度の前半には集計結果を出したいということで、4月、5月に準備して、5月の中旬以降できるだけ早い時期に学校に調査をかけていきたいと。8月、9月で調査結果をまとめて報告できればと現在考えています。

そして調査の内容ですが、前回もお世話をしている人はどういう人ですかと、例えば兄弟とか、親とか、そういうことは項目の中に入っていると聞いています。

そして学校側へのアプローチですが、今回は、まずは子どもに直接、約7万5千人から8万人程度の全数調査で数字を出していきたいと考えており、学校側へのアプローチは今回県としては考えていませんが、市町村との連絡会などを通じて、市町村レベルで学校側へのアプローチ

をされているところもあるので、市町村と協議をしていきたいと思えます。

吉村委員 分かりました。例えば、具体的に弟や妹を世話しているとか、弟や妹だけではなく、お父さん、お母さんのダブルケアみたいな子どもの実態もあるのではないかと思います。それを子どもたちが、いわゆるヤングケアラーという自覚ではなく、なかなかこれまでも表面に出にくい、理解しにくいということもあったと思いますが、それをフォローする調査というか、そういう意味でも学校とかスクールソーシャルワーカーも含め、子どもからの調査ももちろん大事ですが、本当にこの問題を解決していこうという中で、もう少し周りからの調査をしながら明らかにしていくことも大事なかなと思っているので、今回は学校の子どもですが、そういうことも今後また検討していただければと思います。もちろん教育委員会との連携が大事になると思いますが、よろしくをお願いします。

嶋副委員長 コロナの新規感染者、冒頭微減だという報告がありました。先月、骨折で入院した高齢女性が院内でコロナに感染して亡くなったという話も聞きました。今のコロナの新規感染者の年齢層、それから病院や施設での感染はどうかということ、そして症状が分かれば教えていただければありがたいと思えます。

池邊感染症対策課長 今の感染状況に関しては、全数把握ではありませんので、傾向はつかんでいます。ただ、全体像はつかんでいません。ただ、感染の年齢層については、全年齢から把握しています。

それと院内感染の状況ですが、当然医療機関からの報告を義務化していないので、実態全部はつかんではいませんが、感染状況の方で、複数の医療機関や施設から院内感染が起きていることを、保健所を通じて聞いています。すみません、その程度です。

それに症状ですが、高齢者もかなり院内で感染していることは聞いています。コロナが重症化して亡くなるということは、以前の肺炎がひどかったときに比べるとかなり軽症で、抗ウイルス薬を投与することにより、おおむね回復し

ていることは聞いていますが、高齢者の場合はインフルエンザに罹患しても、それを契機にして亡くなる方がいることは把握しています。

嶋副委員長 感染防止は基本的な対策が大事だとこの3年間で学んできたことですが、特に気を付けなければいけないことがあればお示しいただきたいと思います。

池邊感染症対策課長 すみません、それはコロナに関して。

嶋副委員長 コロナも含めた感染症。

池邊感染症対策課長 全ての感染症を対策で防げるわけではありませんが、感染経路に応じて対策を取っていく必要があると発信をしています。インフルエンザも含めてですが、特にコロナの場合はエアロゾルというか、飛沫だけではなくきちんと適切に換気をすることによってウイルスの量を減らす。そうすると特に集団生活をしている人での感染拡大を防げることが分かっているので、定期的に注意喚起は、さきほど部長が説明した毎週の発信、市ホームページにも換気は掲載しています。

あとは場面に応じて、その人の健康状態に応じて適宜マスクを着用していただいて、人への感染を防いでいく、その基本的な感染対策を各自が徹底していただくことで、爆発的な流行はできるだけ防いでいきたいと常に発信はしています。

嶋副委員長 特に気を付けることはなく、基本的な対策が大事だということですね。ありがとうございました。

池邊感染症対策課長 そうですね、これをすれば確実にというものはなかなかないですが。

若山委員 子育て支援の部分で、予算の関係にまた広がってきますが、今、放課後児童クラブと地域の子育て支援等で十分やっていただいています。放課後児童クラブ等にも人的な部分でまだまだ不十分なところがあります。そうはいっても、コロナ感染症の発生等々で放課後児童クラブに対しての期待というか、もう見てくれるものだというので、放課後はもちろん、長期休み、夏休みとか、そういった部分まで放課後児童クラブの担う役割がどんどん増えてき

ているような実態がある。それがいいのか悪いのかは別にして、ここの議論なしになかなか、今の働き方改革とか女性の活躍、いろんな部分が入ってくると思います。それが全て、放課後児童クラブの職員に子育ての部分が掛かってきたり、あるいはまた、学校の働き方改革にもいきますが、やはり子どものことは学校でしょう、放課後児童クラブも学校にあるので学校の先生も一緒に見てくださいよと。今度は放課後児童クラブの方も人的な余裕がないので、先生を巻き込んでやってもらえないかとかいう話にもどんどんなっているような気がしてならないのですが、その点で何か議論というか、どこまでどういう線を引くという今の段階での人的な部分、また、財政的な支援を含めて県が考えていること。国もいろいろ今から子育てに関してはやっていくと思いますが、なかなか子育てに対する要求がどこまでやっていくのかがちょっと、それに十分対応策が取れているのかということも不安になってお伺いしたいです。なかなか答えが出ない部分だと思います。

今井こども未来課長 放課後児童クラブについては長年、支援員不足で支援員の処遇が改善されないという課題がいろいろあります。来年度から国が配置の基準を見直しており、今まで常勤、非常勤にかかわらず、職員を2人配置した場合の運営費基準があって、そのちょっと上乗せ分、常勤2人を配置したときには運営費を上乗せする配置基準が設けられました。それで、年間170万円ほど運営費が増えることもあるので、今、非常勤が非常に多く、支援員がなかなか増えないことになっていますが、それが常勤になれば働く時間も増えてくるし、少しではありますが、支援員不足の解消になっていくと考えています。

ただ、さきほど委員もおっしゃられたように、時間の問題、それから長期休みのときには開所時間も違うといった問題もあって、そういった課題はありますが、国の基準の見直し等があったことで、今後少しずつではありますが、改善の方に向かっていくと考えています。

工藤福祉保健部長 今、担当課長が説明したの

は制度、要するに公的なサービスとして、少しずつではありますが、充実を図るということですが、やはり何年かかるとどうしても子どもも大きくなるし、今いるんだという人に、それなら来月からというような改善はなかなか我々行政の分野では難しいだろうと思います。

この場で言っているのか、夜の懇親会がいいのか分かりませんが、個人的には、もちろん公的サービスで一生懸命やりますが、家族の中で本当に子宝であるわけですから、現役のお父さん、お母さんが働いていく中で、まずはできるというような役割は、恐らく1回リタイアした自分の親御さんとか近所にいる親戚の方が少し手を伸ばすのかなと。工藤家においてはそういうことで乗り切ろうと考えています。それがまずないと、それを一切家庭では何もしないで、おじいさんもおばあさんも何もしないで、近くにいるけど面倒を見ないといったときに公的サービスで何とかと言われても、それは相当時間もかかり、それを全部全国でやり始めるとすごいコストがかかるだろうと思うので、少し世の中の風潮的にみんな子どもを育てようと、身内が少し何か工夫していくというのが手取り早いような気がしています。個人的な意見も半分あります。

若山委員 おっしゃるとおりだと私も思うし、その家庭以外に、また地域で育てることで放課後児童クラブもできたとは思いますが、そこが全部、一切切引き受けるのではなく、仕事も育休等々も含め、家庭がまず子育てできる環境、おじいさん、おばあさんも含めて。そういった部分の啓発も大事かなと思うので、難しいでしょうが、是非よろしくお願いします。

今吉委員長 いいですかね。では、工藤方式を是非広めて、よろしくお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

高橋委員外議員 2点、一つは素朴な疑問として、29ページの保健所運営費が昨年度に比べて令和6年度は約5,600万円の減額になっ

ていますが、どこを切り詰めたのかということと、また新たな感染症がいつ出るか分からないですが、それに備えての部分はどうかかなというものが1点です。

それからもう一つは、56ページ、がん対策推進事業費の中の二重マルの一番下、小児慢性特定疾病児童等付き添い支援事業、これは以前、私も一般質問で取り上げて、子どもの付添い入院が非常に保護者には負担になっている部分が多く、その改善をとということで。ここにあるように、長期の場合の付添いで宿泊施設を利用したときの費用の一部を助成という意味で一步改善に踏み出していただけたかなと大変感謝しています。

一応今年度の現状はどうかということと、予算が89万6千円ということで、これは今年と来年はほぼ同額ぐらいではなかったかなと思いますが、大体1回につきどの程度の助成で、どれくらいの利用があると想定してこの予算が決められているのかを教えていただければと思います。

渡邊福祉保健企画課長 まず、保健所運営費ですが、29ページの上から二つ目の二重マル、会計年度任用職員に係る経費とありますが、ここが令和6年度当初は6千万円強です。これはコロナ対応は令和5年5月に5類に移行しましたが、令和5年度当初は感染症対策も含めて、会計年度任用職員を25人ほど、コロナの体制をそのまま維持してスタートしたので、この分がほぼ5,600万円の減となっています。

では、次の感染症に対してどうするかということですが、今年1年、保健所の危機管理対応計画、また全体の予防計画等の改訂も行ってきました。肝要は、一旦事が起こったときにいかに迅速にマンパワーを集中できるかだと思うので、コロナのときもやりましたが、退職保健師や人材派遣会社、あるいは感染状況によっては市町村の保健師等の協力体制を築いて対応していくことになろうと思っています。

阿部健康づくり支援課長 付添い入院支援についてです。

本事業は、小児慢性特定疾病医療費助成を行

う県と大分市において、今年度から実施をしています。県においては、今現在1件問合せをいただいておりますが、利用実績としてはゼロ件の状況です。なお、大分市では既に3件の申請があつて、県外の医療機関の利用ということで、その助成額は1件につき1万円前後であつたと聞いています。

当初予算の積算においては、県内の医療費助成受給者への調査において、7日以上長期入院をしたことがある、あるいは付添い入院支援があつたと回答した方の割合を参考にして、32人を想定して予算措置をしています。来年度も同額の想定です。

事業については、全ての受給者及び指定医療機関への個別の案内のほか、新規申請者にも受給者証を交付する際にこの事業について制度を説明しており、今後とも機会も捉えて周知に努めたいと思っています。

高橋委員外議員 ありがとうございます。

保健所の運営もなかなか大変なところもあると思いますが、次も想定に入れた上での今後の運営をよろしくお願ひしたいと思います。

付添いの支援事業、私は大変いいことだなど思うし、ただ、まだ知らない人が多いのではないかなと、そんなのあるのかというようなこともあると思うので、是非周知の方の活動もよろしくお願ひします。

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第1号議案令和6年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、さきほど審査した生活環境部関係を含め、一括して採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議があるので、挙手により採決します。本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願ひます。

〔挙手多数〕

今吉委員長 挙手多数であります。よつて、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第3号議案令和6年度大分県国民健康保険事業特別会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案令和6年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

三好医療政策課長 委員会資料の4ページを御覧ください。

第23号議案病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正について説明します。

1条例の概要ですが、この条例は医療法の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定めたものです。3改正の内容ですが、病院の従事者数について、これまで病床数100以上の病院にあつては栄養士1人の配置とされていましたが、入院患者の栄養管理の充実等を目的に、医療法施行規則が改正されたため、栄養士又は管理栄養士1人の配置とするよう改正するものです。4施行期日については、本年4月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願ひします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案大分県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正について及び第25号議案大分県厚生年金住宅貸与条例の廃止について、一括して執行部の説明を求めます。

一丸国保医療課長 5ページを御覧ください。

第24号議案大分県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正について、説明します。

1の条例の概要ですが、この条例は国民健康保険法の規定に基づき設置する大分県国民健康保険財政安定化基金の管理に関して必要な事項を定めたものです。

3の改正の内容ですが、国民健康保険法の一部改正により、(1)の平成30年度の財政運営の都道府県化に伴う制度間の激変緩和措置として設置された特例基金と、(2)の平成20年に前期高齢者医療制度に引き継がれた退職者医療制度の経過措置がそれぞれ廃止されることに伴い、当該規定を引用している条例の附則を削除するなど、所要の改正を行うものです。

4の施行期日については、本年4月1日としています。

続いて、6ページを御覧ください。

第25号議案大分県厚生年金住宅貸与条例の廃止について、説明します。

1の条例の概要ですが、この条例は昭和30年代の住宅難対策として、県が厚生年金保険積立金を原資として中小事業所の従業員が居住するための住宅を建設し、賃貸するために必要な事項を定めたものです。

2の廃止の理由ですが、住宅環境の整備が進み、所期の目的が達成されたこと、厚生年金保険積立金還元融資制度が既に終了していることなどから、条例を廃止するものです。

3の(2)制度フロー図にあるように、⑥で事業主が賃貸料を県に償還後に、⑦で県が事業

主に住宅を無償譲渡し、⑧で事業主が県の地上権の抹消登記と、事業主への所有権移転登記を行う流れとなっています。

4の条例廃止に至る経過ですが、フロー図⑧の地上権抹消登記や所有権移転登記の処理状況を調査した結果、昨年11月に全ての物件について抹消・移転済であると判断したため、5の経過措置を設けた上で廃止するものです。

6の施行日については、公布の日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第24号議案大分県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第25号議案大分県厚生年金住宅貸与条例の廃止について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第26号議案指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、第27号議案指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止等について、一括して執行部の説明を求めます。

渡邊高齢者福祉課長 7ページを御覧ください。

第26号議案指定居宅サービスの事業に係る

申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について説明します。

1 主な改正理由ですが、介護保険サービスの運営基準等を定める省令が一部改正されたことに伴い、3に記載の八つの条例の改正を行うものです。

2 主な改正の内容は、(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進として、入所者の急変時や新興感染症発生時における医療機関との連携体制等の強化、(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応として、医療機関が作成したりハビリテーション計画入手の義務付け、(3) 良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくりとして、介護ロボット等を活用し、職員の負担軽減など生産性向上に向けた取組を検討するための委員会の設置義務付けなどの改正を行うものです。

4 施行日については、本年4月1日、①②のうち、訪問看護などの医療系サービスについては、診療報酬改定とあわせ6月1日としています。

続いて、8ページを御覧ください。

第27号議案指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止等について説明します。

1 改正の背景及び理由ですが、医療保険と介護保険の役割分担を促進するため、平成18年に介護療養型医療施設の廃止の方針が示されました。その後は、介護保険施設等への転換がなかなか進まず、経過措置期間の延長が繰り返されてきましたが、今年度末をもって転換期限が終了し、介護療養型医療施設が廃止されるため、その基準を定める条例の廃止等を行うものです。

2 本県の状況ですが、129施設あった対象施設の多くが介護医療院等への転換を完了しており、残る8施設についても、今年度末までに転換を完了する予定です。

3 施行日については、本年4月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があ

ればお願いします。

若山委員 7ページの主な改正内容の(3)の良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくりという部分で、施設ごとに委員会の設置を義務付けとありますが、この委員会の構成についての定義は、いわゆる働きやすい職場ということになると職員の代表とかが声を出しやすい状況等にあるのかなと思います。いかがでしょうか。

渡邊高齢者福祉課長 この委員会については、基本的には各施設の委員会設置なので、法人の代表者、あるいは施設長、そうした方を中心とする委員会設置ですが、必要に応じて外部の方にも入っていただくこととなっています。

これは、すぐにこの設置をするのは各施設も大変なので3年間の経過措置としています。こうした介護ロボットとかICTを活用して、少しでも働きやすい職場をつくっていただくための委員会なので、県も介護DXアドバイザーを県の社会福祉介護研修センターに来年度から3人に拡充しますが、この委員会の設置についても、そうした者が中心になって助言、支援しながら、本当に働きやすい職場になるように、委員会もつくってもらうように助言していきたいと思っています。

猿渡委員 意見です。27号議案ですが、介護保険施設等への転換がなかなか進まず、期限の延長が繰り返されてきたという説明です。療養型をなくしていくことに、この経過から見ても無理があり、賛成できないと私は考えます。そういう意見です。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第26号議案指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第27号議案指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止等について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議があるので、挙手により採決します。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

今吉委員長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第28号議案大分県安心子ども基金条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

今井子ども未来課長 9ページを御覧ください。

第28号議案大分県安心子ども基金条例の一部改正について説明します。

1の条例の概要ですが、この条例は、国の子育て支援対策臨時特例交付金等を受け入れ、子どもを安心して生み育てることができる環境整備を目的として設置した大分県安心子ども基金に関して定めたものです。

2の改正の理由ですが、国が来年度から新たに①から④の事業を、基金事業として追加したため、所要の改正を行うものです。

3の改正の内容ですが、条例の終期を精算期間を含め令和12年6月30日まで延長するとともに、追加された事業が、児童養護施設の退所者といった子ども以外も対象としていることから、基金の設置目的に社会的養護の充実を図る旨を追加します。

4の施行日は、公布の日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第29号議案大分県婦人相談所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、第30号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、一括して執行部の説明を求めます。

隅田子ども・家庭支援課長 10ページを御覧ください。

第29号議案大分県婦人相談所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について説明します。

1改正の理由ですが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されること、また、国の婦人保護施設の設備及び運営に関する基準省令が改正されることに伴い、売春防止法が根拠となっていた婦人相談所の名称を改めるなど、四つの条例について所要の改正を行うものです。

3改正の内容ですが、四つの条例に共通する改正として、法改正で名称が変更になったことに伴う文言の改正を行います。具体的には、表の一番右の④に記載のとおり、婦人相談所を女性相談支援センターに、婦人寮を女性自立支援施設に、婦人相談員を女性相談支援員に、それぞれ改正します。また、③の婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例では、国の基準省令の改正に伴い、職員配置基準を明文化するほか、居室の床面積や入所人員に関する基準等を改正します。

4施行日は、本年4月1日としています。

続いて、11ページを御覧ください。

第30号議案児童福祉施設の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部改正について説明します。

1 条例概要ですが、この条例は児童福祉法の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めたもので、2改正理由については、児童の権利擁護を図りながら児童福祉施策を推進するための法改正に伴い、規定を整備するものです。

3改正内容ですが、(1)では、一貫した体制で継続的かつ包括的に里親支援を行うための施設として里親支援センターが制度化されたため、その設備や職員の配置等の基準を定めます。また(2)では、児童養護施設等において、自立支援計画の策定時に子どもの意見等を勘案する規定を追加するほか、(3)では、こども家庭庁設置に伴う所要の改正を行います。

4 施行日は、本年4月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第29号議案大分県婦人相談所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第30号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第31号議案精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について、第32号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、一括して執行部の説明を求めます。

柳井障害福祉課長 12ページを御覧ください。

第31号議案精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について説明します。

1 条例の概要ですが、この条例は、精神科病院に任意入院している方の適切な処遇を確保するため、不必要な行動制限等の処遇違反により、県から改善命令を受けた精神科病院管理者に対し、任意入院者の症状等の報告を求める事項について定めるものです。

2 改正の理由ですが、入院者の権利擁護と地域移行を推進するための法改正に伴い、規定を整備するものです。

3 改正の内容ですが、(1)では、これまで1年ごととされていた医療保護入院者の定期病状報告に代わり、入院から6月までは3月ごと、その後は6月ごとの入院更新届が新たに義務付けられたものです。また(2)では、虐待防止対策を強化するため、任意入院者の定期病状報告の提出を求める精神科病院管理者に、虐待で改善命令を受けた病院管理者が追加されたものです。

4 施行期日は、本年4月1日としています。

続いて、13ページを御覧ください。

第32号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について説明します。

1 改正の理由ですが、障害者総合支援法・児童福祉法と国の基準省令等が、障がい児・者の権利擁護や地域移行を推進するため一部改正されたことに伴い、3に記載する七つの条例を改正するものです。

2 改正の内容ですが、主なものとして、左側の(1)と右側の(5)については、自立した

生活を営むことができるよう、利用者の意思決定支援や障がい児、保護者の意思を尊重することを努力義務とするものです。左側の（２）と右側の（６）については、施設入所者に対する地域移行の推進を義務付けるものです。

４ 施行日については、一部を除き本年４月１日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第３１号議案精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第３２号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

それでは、①の報告をお願いします。

隅田こども・家庭支援課長 １４ページを御覧ください。

報第１号損害賠償の額の決定について説明します。

１の概要ですが、昨年１０月２５日、中津児

童相談所の職員４名が訪問先の玄関において相手方と話をしていた際、職員１名が急に意識を失い転倒し、玄関の壁に後頭部を強打したものであり、写真では分かりづらいとは思いますが、壁の一部がくぼんだものです。

２ 相手方及び被害箇所にあるように、被害額は１９万２，７２０円となります。

３ 県の過失についてですが、児童相談所職員の一方向的な過失により相手方に損害を生じさせたことから、国家賠償法第１条に基づき、相手方に全額損害賠償を行うものです。

４ の専決年月日にあるとおり、賠償額が３００万円以下の損害賠償の額の決定については、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分ができることとなっており、本件については、被害者に速やかに賠償金を支払う必要があったことから、本年２月７日に専決処分しましたので、同法第１８０条第２項の規定により、報告するものです。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、次に②から⑤の報告を一括してお願いします。

工藤福祉保健部長 １５ページを御覧ください。

今年度、福祉保健部で策定、改定する計画については、これまでの委員会でも重ねて説明してきましたが、赤枠で囲っている１８本の計画のうち、改定にあわせて５本の計画を統合し、１３本の改定と１本の新規策定を行っています。

前回、各計画の素案の概要を説明しましたが、その後パブリックコメントを実施し、合わせて４８件の意見をいただきました。

今回は時間の都合上、統計数値の更新や字句の軽微な修正など、大きな変更のない計画は割愛し、パブリックコメントの結果、変更があった①と⑨の計画２本、そして、右下の青枠囲いの新規策定計画、さらに１２月の第４回定例会

において審議・議決いただいた公立大学法人大分県立看護科学大学第4期中期目標に基づき、大学が策定した⑬の中期計画の計4本について、担当課長から説明します。

なお、今回説明を割愛する計画も含め、全ての計画の成案と概要について、Side Books（サイドブックス）に格納しているので、後ほど御確認願います。

隅田こども・家庭支援課長 16ページを御覧ください。

今年度、新たに策定する大分県困難な問題を抱える女性への支援計画について説明します。

資料右下にあるとおりパブリックコメントを実施した結果、14件の意見をいただきました。一例を挙げると、「困難な問題を抱える女性への支援を行っていく上では、婦人相談所が現状を改善するのみでなく、女性の意思を尊重し、民間団体等とも連携しながら、協働していくことが重要ではないか」といった御意見を踏まえ、右上の3基本目標の目指す姿の下線部のとおり、相談者の立場に寄り添い、本人の意向を十分に尊重しながらと追加したほか、その他の下線部の項目の説明文にも、関係機関や民間団体等との連携や相互に学び合う等の文言を追加しています。そのほかにも「積極的に一時保護を受け入れる姿勢を持ち、計画に沿った改善に果敢に取り組むべき」といった御意見や「相談窓口の情報発信が必要ではないか」といった御意見などもいただいたので、今後の計画推進にあたり留意します。

三好医療政策課長 17ページを御覧ください。

第8次大分県医療計画について説明します。

資料右下にあるとおり、パブリックコメントを実施した結果、22件の意見をいただきました。一例を挙げると、「へき地医療を支える地域枠医師について、今後の具体的な数表を掲載すべき」との御意見を踏まえ、地域枠医師の推移を医師確保計画に掲載するなど、7件について計画に反映させました。そのほかにも「医師確保について、医師の高齢化に伴う数の減少等を考慮すべき」といった御意見等をいただいたので、今後の計画推進にあたり留意します。

渡邊高齢者福祉課長 18ページを御覧ください。

おおいた高齢者いきいきプラン（第9期）について説明します。

資料右下にあるとおり、パブリックコメントを実施した結果、2件の御意見をいただきました。1件は「介護サービスの充実に関する表について、計画数値だけでなく現状値欄を設け、充実度合いを示せないか」との意見であり、現状値欄を設けるなど計画に反映させました。もう1件は「施設サービスのICT充実はもちろん、在宅でもICTの活用を検討することで、効率的な訪問介護が可能となるのではないか」という御意見であり、市町村や関係団体とも協議をしながら、ICTの活用などを含め、より効率的なサービスの提供体制が確立できるよう、今後の計画推進にあたり留意します。

また、素案からの主な変更事項として、介護人材必要数の推計が確定しました。令和8年に1,368人、12年に5,375人、22年に8,836人の不足となっています。引き続き、介護人材の確保に力を尽くします。

三好医療政策課長 19ページを御覧ください。

公立大学法人大分県立看護科学大学第4期中期計画について説明します。

この計画は、12月の第4回定例会において審議・議決いただきました県の第4期中期目標に基づき、大学が策定したものです。Ⅱの第4期中期計画のポイントですが、下線部が新たに追加した事項となっており、このうち主なものについて説明します。Ⅰ大学の教育研究等の質の向上のうち教育については、三つ目にあるように、教育のDX化などに必要な環境を整備するとともに、その下、教学マネジメント等を推進することとしています。研究・社会貢献については、県の看護学教育研究拠点として、地域課題を解決する研究を実施するとともに、県内就職率55%以上を指標として設定し、看護職者の現任教育に積極的に取り組むこととしています。Ⅱ業務運営の改善及び効率化については、法人固有職員を計画的・段階的に採用することとしています。一番下のVその他業務運営につ

いては、ダイバーシティの推進について明記しました。

以上のように、中期目標を踏まえた中期計画となっていることから、参考中期計画策定の概要の4策定スケジュールにあるとおり、計画を認可しました。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 困難な問題を抱える女性への支援計画について、何点か質疑したいと思います。

法律の基本理念に基づいた計画にすることが大事だと思います。法律の基本理念の中で言われているのが、女性の抱える問題が多様化、複雑化、複合化していると。それに多様な支援を包括的に提供しなければならないと言われて、そういう体制をつくらなければならないと言われていていますよね。

さきほど説明があった関係団体との連携もパブリックコメントで御意見があったということですが、大変大事なことであり、お互いにリスペクトを持って学び合う関係が大事だと思います。

そういう中で、一つはDVとか性暴力とかの関係は生活環境部ですよね。県民生活・男女共同参画課が担当になるわけで、そこの連携も非常に大事だと思いますが、むしろ生活環境部にDVや性暴力の担当課があるよりも福祉保健部にあるべきではないかと思います。それは機構改革が絡んできますが、今後に向けて実践的に取り組む中で考えるべきことかなと思います。

それと、県の女性相談支援センターに直接連絡して、直接訪問して来ていただく形での相談受入れも大丈夫なのかということが一つ。

それと、相談対応能力の強化というときに複数で対応すべき——毎日2人体制を確保すべきだと言われていています。ケースにはチームで判断して、チームで対応していくことが大事だと言われていますが、2人体制を毎日確保することが可能なのか。

それと、初任者研修も第2章の3にあります。初任者は研修を受けた後に現場に入るべき

だと思いますが、その点について、あと発見ということが言われています。相談に来るのを待つのではなく、発見していく必要があると言われてるので、それが計画のどこにどのような形で入っているのか。その役割の周知もありますが、そこの中に含まれているのでしょうか、その点について御答弁ください。

隅田こども・家庭支援課長 いくつか御質疑いただいたので、お答えします。

まず、最初の組織についてのことで、女性相談支援センターに直接相談が可能かということですが、これまでも直接相談も受けていて、電話での相談を受け、そして来ていただくとか、訪問することも可能です。

続いて、複数での体制、チームで判断するということが毎日確保は可能かということですが、女性相談支援員を複数配置しています。それから、正規職員も配置して、基本的に相談業務を一人に対応することは余りよくないということでは認識しているので、複数で対応する。そしてまた、判断すべきところについては、援助方針会議などで判断するような体制を組んでいくことで考えています。

それから、初任者研修を受けてからということですが、これは受けてから対応するのはなかなか難しいですが、OJTと一緒に対応することで学びを深めていくことが可能になるかと思えます。

そして、発見についてですが、まずは女性相談支援センターで広く相談を受けられるということは周知をしていきます。そして、困難な女性への支援に関しては、住んでいる地域の市町村の協力はどうしても必要だと思います。現在、市町村に女性相談支援員がいるのは別府市のみとなっているので、ネットワーク会議等を通じて困難な女性への支援に関して、市町村の役割が重要であることを説明していきながら、市町村での発見、そして女性相談支援センターにつないでいくことをお願いしていきたく思います。

最後に、組織の話は人事に絡んできますが、実際にこの計画を策定する上でもアイネスと共

同して、この計画の事務局に参画をいただいて、一緒に考えていった経過があります。これは国もDV防止対策が内閣府、困難女性の支援は厚生労働省ということで、それが下りてきている現状があって、そこから見直しが必要だろうなと思います。他県では同じ組織が持っているところがあるので、ここは研究していくべきかなと考えています。

渡邊福祉保健企画課長 組織の件で追加すると、今言ったように国が縦割りなどところがあります。同じことを言えるのが災害で、災害救助法をいまだに福祉保健部が持っていますが、国では内閣府が持っています。もともと厚生労働省が持っていた法律なのでそうなっているので、時代に合わせて見直していくことが可能だと思います。予算特別委員会の総務部の中での御質疑もありましたが、今後どういったものかというの、その時々、毎年協議しながら機構改革を行っていくのだろうと考えているので、いろいろなことを検討していきたいと思います。

工藤福祉保健部長 若干重ねてになりますが、今回、新年度どういう体制でいくかというときに、今、猿渡委員言われるようなDV等の股裂き状態というか、二つの部にまたがっているこの状態は何とかならないかと、私もこれは今になってと言うのではなく、かなり前からそれぞれの部の在り方、業務の担当の仕方、ずっとここ数年来疑問を持っていたので、今回の法律の施行に伴って、そこが一元化できないかをかなり部内では議論したところです。

猿渡委員はDVを福祉保健部で持ったらということですが、私はそれを全部、生活環境部にやったらという案も逆にあったりで、いろんなことをトライしてみたのはありましたが、今回、生活環境部も私学の部分を総務部へということでもちょっといろいろあって、若干影に隠れてしまったので、今回はこのまま取りあえず新年度に向かわせていただきます。基本的には利害関係者が、対象者が結局どっちに行けばいいのかなと、分からんじやないかとならないように、まずはしていくことなのだろうと思うので、隣に新年度からの所属長もいるので、そこはそご

わないよう、まずは4月からスタートを切ろうと当面頑張っていきますが、そこは検証しながら、やはり都合が悪いことが出てくるのかどうか、しっかり見ていきたい。手を打つ必要があれば、手を打たないといけないなと思っています。

今吉委員長 1点だけいいですか。

公立大学法人看護科学大学の中期計画というのは当然分かりますが、今は介護とか医療現場の人材不足があるので、なるべく県内の就職率を上げたいという思いが強いです。

県内就職率55%以上を指標として設定していますが、現状はどのくらいの就職率ですか。

三好医療政策課長 現状ですが、年によって増減があります。令和4年度については県内就職率が60%でしたが、今年度は50%程度が今のところ見込まれていて、年度ごとにばらつきがあります。

今吉委員長 県内で就職させるために、どういうことによって一番就職率が上がるのでしょうか。例えば、県内の奨学金みたいなものがあるとかいうのはよく分かりませんが、今は県内で看護師としてもっと就職率を上げるための教育が県立である以上大事ではないかと思います。その判断です。

三好医療政策課長 県内就職率の向上に向けて、大学でも取組はこれまでも行っており、例えば、就職ガイダンスはこれまで高学年——4学年だけしかしていなかったところを、低学年というか2年生ぐらいから就職ガイダンスをすとか、あと学生の目に付くところに、例えば、食事をする場所とか集まる場所がありますが、そういったところに県内就職向けのパンフレットを置いたり、地道な取組ですが、そういったことを一つ一つ行っています。

今吉委員長 三好医療政策課長もたまに食堂で御飯を食べたり、学生といろいろ接点があるんじゃないですかね。県の職員として、大分県を好きになるようなアプローチをどんどんしてください。

工藤福祉保健部長 今、県内就職は、県立の看護大、芸文短大もそうですが、我々としては県

立大学の使命として県内への就職を促進するんだということで常々やっています。もう一つ押さえないといけないなと思っているのが、今、県立の看護科学大学は1学年80人で4年となっていますが、その80人の入り方が県外出身の人がぐっと多くなると、全体として大分県内に就職してくれよという努力は相当かけないと、他県から来た人を大分にとどめようとなるとすごく労力がかかるんですね。ところが、逆に県内出身者がかなりその学年は多いことになると、それは5割を超えて6割だ、7割だという可能性も出てくるわけです。なので、大学に入ってから県内就職を何とかというのがありますが、ここは正にまた教育委員会との連携になるんですが、せっかく県立看護大学が大分県にあるということを高校生に意識していただいて、看護の道は福岡、大阪、東京に行くより大分だと選んでくれることをまず一緒にやらないと、そうすれば、おのずと大学まで大分だから県外に行かないでということの数が確保できると思いますので、そこの入学時の……

今吉委員長 県内の入学を増やすことですね。

工藤福祉保健部長 と思っています。

今吉委員長 よろしくをお願いします。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、次に⑥の報告をお願いします。

今井こども未来課長 20ページを御覧ください。

プレコンセプションケア啓発動画について説明します。

若い時から健康的な生活を送る方法を学び、妊娠・出産などを含むライフプランを考える機会を提供するため、各10分ほどの動画を6種類作成しました。時間の都合で全てを流すことはできませんが、参考までに動画1の途中からですが、3分ほど御視聴ください。

〔動画放映〕

この動画を、高校の保健の授業などで積極的に活用いただけるよう、教育委員会等を通じて促す予定です。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

若山委員 いい取組だとは思いますが。高校生を対象として、中身は見えていないですが、女性の性についてとか男性の性についてとかいう部分であれば、今、性教育の方も取り組むべきだという風潮もあるし、そういった観点からもう少し広めてもいいのかなと思います。中学生に対してはどういうアプローチをされるのか、伺います。

今井こども未来課長 今のところ、県教委を通じて高校生向けということですが、一般にYouTubeで公開をしています。中学生になるとまた市の教育委員会とかの考え方がるので調整をしていかないといけないと思いますが、内容的には過激な内容ではないので、できるだけ中学生とかにも周知できるように取り組んでいきたいと思っています。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員から、何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

穴見委員 ちょっとどこで聞いていいか分からなかったもので、その他で。

令和5年度の事業で福祉施設とかの物価高騰対策緊急支援補助金があったと思いますが、あれが申請から支給までに結構時間を要したというケースを何件か、10件とかまでいかなのですが、別々の事業者から結構声をいただいて、その辺は実際どうだったのかを教えていただければと思います。

渡邊福祉保健企画課長 物価高騰対策事業を2か年度にわたって実施しました。特にその問題

があったのは令和4年度だったと認識しており、令和4年度の補正の分は電気代の上昇分、前年度の電気代の額が分かる書類を添付してやってくれということだったので、なかなか取っていかず、施設で分けたりするのが難しいこともあって、手続が煩雑だと。加えて、また件数も多いので、かなりの混乱があって、今年に繰り越して、今年の秋に終了しています。

令和5年度の方は、このことを踏まえて、施設の規模に応じて、定員とかに応じた額を設定したので、ここは比較的スムーズにあって、9月末か10月から受付を開始して、12月には受付を締め切って、支払はこの3月に終わってしまうという状況でした。

令和4年度の方は件数も多く、また、業者の戸惑いもあって、なかなかうまくいかなかった部分もありましたが、令和5年度はそこを踏まえて見直して、円滑にいったと思っています。

穴見委員 もちろんこういった補助金はありがたいし、助かったという声も多いですが、緊急支援と銘打たれてやられているので、すぐ入ってくるものだという認識を持たれた方が多いようでした。もちろん事情は今聞いていろいろ分かりましたが、今後またこういった種類の補助金とかがある際には、反省を踏まえて迅速な対応をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかにないので、これをもって福祉保健部関係を終わりますが、ここで私からお礼を申し上げます。

〔今吉委員長挨拶〕

〔工藤福祉保健部長挨拶〕

今吉委員長 ありがとうございます。

せつかなので、今年度末で御勇退される皆様から一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。

〔山本薬務室長挨拶〕

〔隅田こども・家庭支援課長挨拶〕

〔吉富健康づくり支援課地域保健推進監挨拶〕

今吉委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもって福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後、協議を行うのでこのままお待ちください。

〔委員外議員、福祉保健部退室〕

今吉委員長 それでは、内部協議を行います。

〔委員協議〕

今吉委員長 以上で、予定されている案件は終了しましたが、最後に何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、最後に私から一言御礼を申し上げます。

〔今吉委員長挨拶〕

今吉委員長 これをもって、福祉保健生活環境委員会を終わります。

1年間、お疲れ様でした。